

福岡市排水設備確認申請の手引き

巻末資料

令和7年4月

下水道管理課

< 巻末資料目次 >

巻末資料 1	提出書類一覧	・・・	1
1	排水設備工事提出書類一覧	・・・	2
巻末資料 2	福岡市下水道台帳の閲覧方法	・・・	5
1	福岡市下水道台帳リーフレット	・・・	6
巻末資料 3	申請様式	・・・	10
1	排水設備新設等計画確認申請書	・・・	11
2	設計内訳書	・・・	12
3	見取図（位置図）	・・・	13
4	平面図	・・・	14
5	排水設備新設等工事完了届書	・・・	15
6	排水設備新設等工事完了届書 （公共下水道使用開始届）	・・・	16
7	現地完了検査希望日（曜日）・代理人の 有無・その他の申し出事項届出書	・・・	17
8	現地完了検査立会委任状	・・・	18
9	屋外排水設備検査申請兼報告書	・・・	19
10	排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届	・・・	20
11	床下集合排水システム設計仕様確認書	・・・	21
12	床下集合排水システム自主検査チェックリスト	・・・	22
13	床下集合排水システム満水及び通水試験結果報告	・・・	23
14	維持管理計画書（生物処理タイプ）	・・・	24
15	維持管理計画書（機械処理タイプ）	・・・	26
16	維持管理契約書 記載内容（例）	・・・	28
17	誓約書（生物処理・集合住宅・申請者用）	・・・	29
18	誓約書（生物処理・戸建て住宅・業務用・申請者用）	・・・	30
19	誓約書（機械処理・集合住宅・申請者用）	・・・	31
20	誓約書（機械処理・戸建て住宅・申請者用）	・・・	32
21	誓約書（生物処理・メーカー用）	・・・	33
22	誓約書（機械処理・メーカー用）	・・・	34
23	使用にあたっての遵守事項承諾書 （集合住宅の使用者用）	・・・	35
24	維持管理に関する地位継承確認書 （生物処理タイプ・集合住宅用）	・・・	37

25	維持管理に関する地位継承確認書 (生物処理タイプ・戸建て住宅・業務用)	・・・	3 8
26	維持管理に関する地位継承確認書 (機械処理タイプ・集合住宅・戸建て住宅用)	・・・	3 9
27	維持管理業務委託契約 確約書	・・・	4 0
28	使用確認書	・・・	4 1
29	排水槽設置(改築)届	・・・	4 2
30	有効容量計算書 (例)	・・・	4 3

巻末資料 4	申請様式記入例	・・・	4 4
1	排水設備新設等計画確認申請書	・・・	4 5
2	排水設備新設等計画確認申請書記入時の注意事項	・・・	4 6
3	設計内訳書	・・・	5 0
4	見取図 (位置図)	・・・	5 1
5	平面図	・・・	5 2
6	排水設備新設等工事完了届書	・・・	5 3
7	排水設備新設等工事完了届書 (公共下水道使用開始届)	・・・	5 4
8	現地完了検査希望日 (曜日)・代理人の 有無・その他の申し出事項届出書	・・・	5 5
9	現地完了検査立会委任状	・・・	5 6
10	屋外排水設備検査申請兼報告書	・・・	5 7
11	排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届	・・・	5 8
12	床下集合排水システム設計仕様確認書	・・・	5 9
13	床下集合排水システム自主検査チェックリスト	・・・	6 0
14	床下集合排水システム満水及び通水試験結果報告	・・・	6 1
15	維持管理計画書 (生物処理タイプ)	・・・	6 2
16	維持管理計画書 (機械処理タイプ)	・・・	6 4
17	維持管理契約書 記載内容 (例)	・・・	6 6
18	誓約書 (生物処理・集合住宅・申請者用)	・・・	6 7
19	誓約書 (生物処理・戸建て住宅・業務用・申請者用)	・・・	6 8
20	誓約書 (機械処理・集合住宅・申請者用)	・・・	6 9
21	誓約書 (機械処理・戸建て住宅・申請者用)	・・・	7 0
22	誓約書 (生物処理・メーカー用)	・・・	7 1
23	誓約書 (機械処理・メーカー用)	・・・	7 2
24	使用にあたっての遵守事項承諾書 (集合住宅の使用者用)	・・・	7 3

25	維持管理に関する地位継承確認書 (生物処理タイプ・集合住宅用)	・・・	7 5
26	維持管理に関する地位継承確認書 (生物処理タイプ・戸建て住宅・業務用)	・・・	7 6
27	維持管理に関する地位継承確認書 (機械処理タイプ・集合住宅・戸建て住宅用)	・・・	7 7
28	維持管理業務委託契約 確約書	・・・	7 8
29	使用確認書	・・・	7 9
30	排水槽設置(改築)届	・・・	8 0
31	有効容量計算書 (例)	・・・	8 1
巻末資料5 公共柵及び取付管設置基準・条件等			・・・ 8 2
1	公共柵及び取付管設置申請について	・・・	8 3
2	公共柵公費設置例	・・・	8 5
3	公共柵及び取付管設置申請のオンライン受付について	・・・	9 3
巻末資料6 電子申請方法について			・・・ 9 4
1	排水設備新設等計画確認申請/排水設備新設等工 事完了届書のオンライン受付について	・・・	9 5
巻末資料7 駐車場等の表面排水について			・・・ 9 7
1	駐車場等の雨水(表面排水)について【通知】	・・・	9 8
巻末資料8 重要変更			・・・ 9 9
1	排水設備新設等計画確認申請書における重要変更	・・・	1 0 0
巻末資料9 グリース阻集器容量計算			・・・ 1 0 2
1	グリース阻集器の容量計算 (SHASE-S217-2016)	・・・	1 0 3
2	グリース阻集器の容量計算における食種および算 定方法について (参考)	・・・	1 0 8

卷末資料 1

排水設備工事提出書類一覽

排水設備工事提出書類一覧

手続内容	提出時期	種別	書類名称	様式	提出		必要部数	備考
					必須	必要に応じて提出		
申請手続	施工前	申請書	排水設備新設等計画確認申請書	○	○		1	電子申請の場合は提出不要
	施工前	内訳書	設計内訳書	○	○		1	・便器の種別、形状・寸法、数量は必ず記入 ・その他の項目は図面で確認できる場合不要 ・貸付・助成を行う場合は全て記入（別紙可）
	施工前	位置図	見取図（位置図）	○	○		1	別紙での提出可
	施工前	台帳	福岡市公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳図）		○		1	水洗化状況、分流化状況がわかるようにすること
	施工前	図面	平面図	○	○		1	別紙での提出可
	施工前	図面	各階平面図			○	1	排水設備を2階以上に設ける場合に提出
	施工前	図面	屋上平面図			○	1	排水設備を屋上に設ける場合に提出
	施工前	図面	たて管系統図			○	1	排水設備を3階以上に設ける場合に提出
	施工前	図面	開水路断面図			○	1	水路数がある開水路に雨水を排水する場合に提出。
	施工前	仮設物	下水道料金課と協議したことが確認できる書類			○	1	・仮設トイレ等の仮設物を一時的に設置する場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	工事排水	下水道料金課・水質管理課と協議したことが確認できる書類			○	1	・工事排水（湧水等）を排出する場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	特定施設	水質管理課と協議したことが確認できる書類			○	1	・特定施設及び除外施設を設置する場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	雨水流出抑制	下水道計画課と協議したことが確認できる書類			○	1	・開発に該当せず、敷地面積1,000m ² 以上の場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	汚水大量排水	下水道計画課と協議したことが確認できる書類			○	1	・時間最大10m ³ 以上の汚水排出が予測される場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	区域編入	下水道計画課と協議したことが確認できる書類			○	1	・下水道事業計画区域の編入手続きを行う場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	区域外流入	下水道計画課と協議したことが確認できる書類			○	1	・区域外下水放流許可申請を行う場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	処理区域告示	下水道企画課と協議したことが確認できる書類			○	1	・下水道処理区域の告示手続きを行った場合に提出 ・排水設備新設等計画確認申請書備考欄に協議済みのサインがある場合は提出不要
	施工前	給湯器	家庭用燃料電池システム（エネファーム）のJIA認定証			○	1	家庭用燃料電池システム（エネファーム）のドレン排水を雨水に接続する場合に提出
	施工前	給湯器	家庭用燃料電池システム（エネファーム）がJIAのドレン検査基準対応品と確認できる資料			○	1	家庭用燃料電池システム（エネファーム）のドレン排水を雨水に接続する場合に提出
	施工前	グリース阻集器	グリース阻集器容量計算書			○	1	・グリース阻集器を設置する場合に提出（既設含む） ・SHASE-S217-2016等に基づき計算 ・油脂を排出する飲食店等は必ず設置。
	施工前	グリース阻集器	グリース阻集器の製品図			○	1	・グリース阻集器を設置する場合に提出 ・3層以上のグリース阻集器を選定すること（屋台除く） ・油脂を排出する飲食店等は必ず設置。
	施工前	グリース阻集器	使用するグリース阻集器の阻集能力が確認できる資料			○	1	・グリース阻集器を設置する場合に提出 ・油脂を排出する飲食店等は必ず設置。
	施工前	オイル阻集器	オイル阻集器容量計算書			○	1	・オイル阻集器を設置する場合に提出（既設含む） ・SHASE-S221-2012等に基づき計算 ・ガソリンスタンド・洗車場・整備場等に設置
	施工前	オイル阻集器	オイル阻集器の製品図（構造図）			○	1	・オイル阻集器を設置する場合に提出 ・ガソリンスタンド・洗車場・整備場等に設置
	施工前	オイル阻集器	使用するオイル阻集器の阻集能力が確認できる資料			○	1	・オイル阻集器を設置する場合に提出 ・ガソリンスタンド・洗車場・整備場等に設置
	施工前	プラスタートラップ	プラスタートラップの製品図（構造図）			○	1	・プラスタートラップを設置する場合に提出 ・歯科医等に設置
施工前	サンドトラップ	サンドトラップの製品図（構造図）			○	1	・サンドトラップを設置する場合に提出 ・保育園等の足洗い場に設置	
施工前	ヘアートラップ	ヘアートラップの製品図（構造図）			○	1	・ヘアートラップを設置する場合に提出 ・美容室等に設置	

※ 提出書類一覧に記載の書類は標準的なものであり、申請内容、建物規模、種類等によって追加で資料の提出を求められることがあります。

排水設備工事提出書類一覧

手続内容	提出時期	種別	書類名称	様式	提出		必要部数	備考
					必須	必要に応じて提出		
申請手続	施工前	ランドリートラップ	ランドリートラップの製品図(構造図)			○	1	・ランドリートラップを設置する場合に提出 ・コインランドリー等に設置
	施工前	念書	プラグ止めの念書			○	1	テナントが未定で配管をプラグ止める場合に提出
	施工前	床下集合排水	床下集合排水システム設計仕様確認書	○		○	1	・床下集合排水システムを設置する場合に提出 ・戸建て住宅のみ使用可能
	施工前	床下集合排水	承認図(カタログ等)			○	1	・床下集合排水システムを設置する場合に提出 ・戸建て住宅のみ使用可能
	施工前	ビルピット	排水槽設置(改築)届	○		○	1	排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出
	施工前	ビルピット	有効容量計算書	○		○	1	・排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出 ・湧水槽は提出不要 ・即時排水型は提出不要
	施工前	ビルピット	排水槽位置図			○	1	排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出
	施工前	ビルピット	ポンプ槽製品図(構造図)			○	1	排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出
	施工前	ビルピット	ポンプ槽カタログ			○	1	・排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出 ・現場打ちの場合は提出不要。
	施工前	ビルピット	ポンプ揚力計算書(性能曲線含む)			○	1	排水槽(ビルピット)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	維持管理計画書(生物処理タイプ)	○※1		○	2	ディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	維持管理計画書(機械処理タイプ)	○※1		○	2	ディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	維持管理契約書	○※1		○	2	・ディスポーザを設置する場合に提出 ・提出できない場合は、「維持管理業務委託契約確約書」を提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(生物処理・集合住宅・申請者用)	○		○	2	集合住宅でディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(生物処理・戸建て住宅・業務用・申請者用)	○		○	2	戸建て住宅又は業務用でディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(機械処理・集合住宅・申請者用)	○		○	2	集合住宅でディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(機械処理・戸建て住宅・申請者用)	○		○	2	戸建て住宅でディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(生物処理・メーカー用)	○		○	2	ディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	誓約書(機械処理・メーカー用)	○		○	2	ディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	維持管理業務委託契約 確約書	○※1		○	2	ディスポーザを設置する場合で排水設備確認申請時に維持管理業務委託契約が締結できない場合に提出
	施工前	ディスポーザ	認定書一式(写し)又は適合評価書(写し)			○	2	ディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	適合評価書(写し)			○	2	ディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	構造図、住居面積及び設計人員の算定根拠等			○	2	ディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	配置図、システム取り付け図、カタログ等			○	2	ディスポーザ(機械処理)を設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	その他、当該機器が認定用件又は基準(案)に適合しているか判断するために必要な資料			○	2	ディスポーザを設置する場合に提出
	施工前	ディスポーザ	水質検査結果報告書(写し)			○	2	ディスポーザ(生物処理)を設置する場合に提出
	施工前	-	使用確認書	○			1	切替マスを使用して排水槽に貯留する場合に提出
取下げ	施工前 施工中 (中止)	-	排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届	○		○	1	工事が中止となった場合に提出

※ 提出書類一覧に記載の書類は標準的なものであり、申請内容、建物規模、種類等によって追加で資料の提出を求められることがあります。
 ※1 様式例を福岡市ホームページに掲載

排水設備工事提出書類一覧

手続内容	提出時期	種別	書類名称	様式	提出		必要部数	備考
					必須	必要に応じて提出		
変更手続	施工中	申請書	排水設備新設等計画確認申請	○		○	1	確認済証受領後、重要変更がある場合に提出 重要変更の内容については申請の手引き2-7参照
	施工中	内訳書	設計内訳書	○		○	1	確認済証受領後、重要変更がある場合に提出
	施工中	位置図	見取り図（位置図）	○		○	1	確認済証受領後、重要変更がある場合に提出
	施工中	図面	変更図面	○		○	1	確認済証受領後、重要変更がある場合に提出
	施工中	台帳	福岡市公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳図）			○	1	・確認済証受領後、重要変更がある場合に提出 ・水洗化状況、分流化状況がわかるようにすること
	施工中	-	その他必要書類（変更）			○	1	・重要変更がある場合に提出 ・提出が必要な書類は施工前提出書類参照
完了手続	工事完了後5日以内	申請書	排水設備新設等工事完了届書	○	○		1	
	工事完了後5日以内	申請書	排水設備新設等工事完了届書（公共下水道使用開始届）	○	○		1	
	工事完了後5日以内	-	現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他の申し出事項届出書	○	○		1	
	工事完了後5日以内	-	現地完了検査立会委任状	○		○	1	申請者が検査の立会をしない場合に提出
	工事完了後5日以内	-	屋外排水設備検査申請兼報告書	○		○	1	屋内排水設備の検査ができない場合に提出
	工事完了後5日以内	図面	完成図（竣工図）			○	1	排水設備確認申請（重要変更含む）で提出した図面に変更がある場合に提出
	工事完了後5日以内	工事写真	雨水公共下水道（側溝、水路、ボックスカルバート等）の接続部の写真			○	1	雨水公共下水道に新たに排水設備を接続する場合でかつ現地検査時に不可視となる場合に提出
	工事完了後5日以内	工事写真	その他工事写真			○	1	・現地検査で不可視となる場合に提出。（管路の布設） ・検査員から指示された場合に提出。
	工事完了後5日以内	床下集合排水	床下集合排水システム自主検査チェックリスト	○		○	1	床下集合排水システムを設置した場合に提出
	工事完了後5日以内	床下集合排水	床下集合排水システム満水及び通水試験結果報告	○		○	1	床下集合排水システムを設置した場合に提出
	工事完了後5日以内	ビルピット	排水槽設置（改築）届	○		○	1	排水設備確認申請時に管理会社が未定で、工事完了時に管理会社が確定した場合に提出
	工事完了後5日以内	ディスポーザ	使用にあたっての遵守事項承諾書（集合住宅の使用者用）	○		○	2	集合住宅でディスポーザを設置する場合に提出
	工事完了後5日以内	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（生物処理タイプ・集合住宅用）	○		○	2	集合住宅でディスポーザ（生物処理）の所有者を変更する場合に提出
工事完了後5日以内	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（生物処理タイプ・戸建て住宅・業務用）	○		○	2	戸建て住宅又は業務用でディスポーザ（生物処理）の所有者を変更する場合に提出	
工事完了後5日以内	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（機械処理タイプ・集合住宅・戸建て住宅用）	○		○	2	集合住宅・戸建て住宅でディスポーザ（機械処理）の所有者を変更する場合に提出	
検査後手続	検査後	-	理由書			○	1	検査時に重要変更が発覚した場合に提出
	検査後	ビルピット	排水槽設置（改築）届	○		○	1	検査合格時に管理会社が未定で、その後に管理会社が確定した場合に提出
	検査後	ディスポーザ	維持管理契約書	○※1		○	2	排水設備確認申請時に維持管理業務委託契約確認書を提出している場合に提出
	検査後	ディスポーザ	使用にあたっての遵守事項承諾書（集合住宅の使用者用）	○		○	2	賃貸契約を締結した場合に提出
	検査後	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（生物処理タイプ・集合住宅用）	○		○	2	集合住宅でディスポーザ（生物処理）の所有者を変更する場合に提出
	検査後	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（生物処理タイプ・戸建て住宅・業務用）	○		○	2	戸建て住宅又は業務用でディスポーザ（生物処理）の所有者を変更する場合に提出
	検査後	ディスポーザ	維持管理に関する地位継承確認書（機械処理タイプ・集合住宅・戸建て住宅用）	○		○	2	集合住宅・戸建て住宅でディスポーザ（機械処理）の所有者を変更する場合に提出

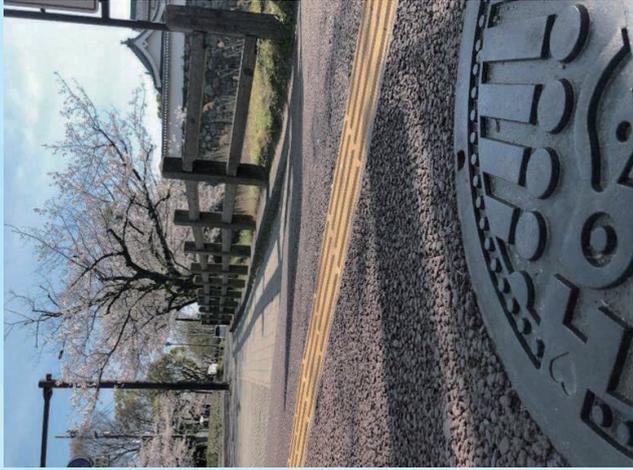
※ 提出書類一覧に記載の書類は標準的なものであり、申請内容、建物規模、種類等によって追加で資料の提出を求められることがあります。

※ 1 様式例を福岡市ホームページに掲載

卷末資料 2

福岡市下水道台帳の閲覧方法

福岡市公共下水道管



下水道の果たす役割

環境が改善し
まちが清潔に

川や海の
水質を保つ



浸水を防ぐ

循環型都市づくり



福岡市の公共下水道管の埋設状況は
ホームページでも閲覧ができます



下水道台帳の閲覧

道路下水道局管理課(市役所本庁舎6階)で下水道台帳を閲覧できます。また、必要な部分は印刷できます。(1枚10円 (A3、白黒印刷) 下水道台帳コピーサービス)

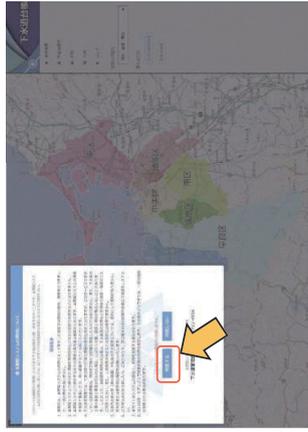
福岡市 下水道管

検索

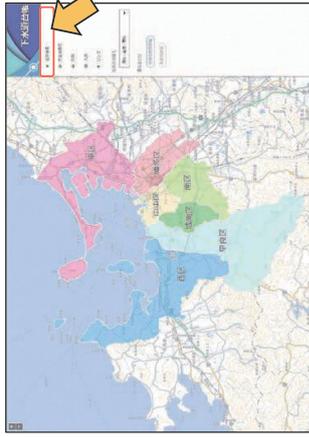


下水道台帳 【操作方法(調査編)】

○調べたい箇所を住所から検索し、その情報を確認する方法



① 内容を確認し「同意する」をクリックする。



② 「住所検索」をクリックする。



③ 調査箇所の住所を選びます。

・住所周辺の台帳が表示されます。

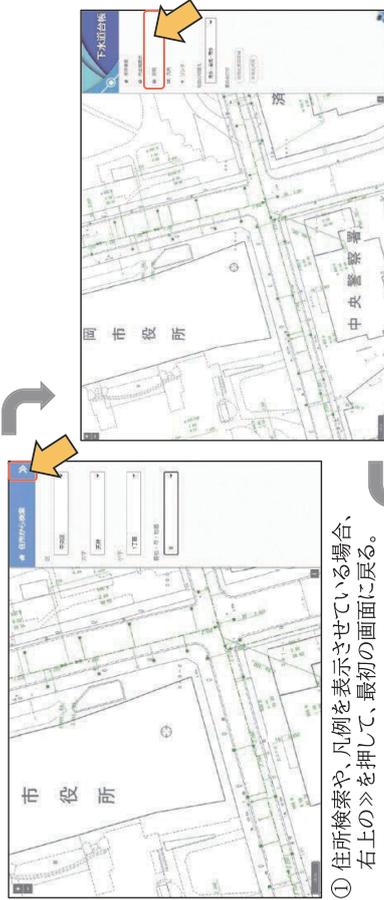
・台帳図は画面左上のボタンで拡大・縮小
できます。

④ 調査する管渠をクリックすると管渠情報が
確認できます。

× 管渠	
管機能	通常管
管断面	円形管
管材質	ヒューム管 (H)
呼び径	500 mm
区間距離	46.85 M
上流側管底深	1.81 M
勾配	5.8 %
下流側管底深	2.0 M

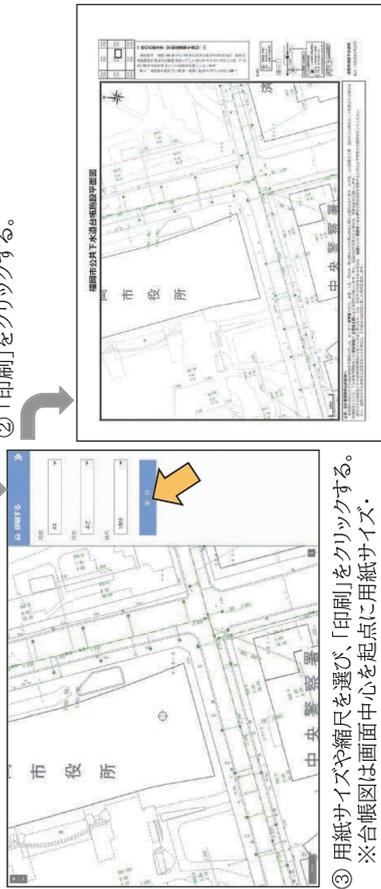
下水道台帳 【操作方法(印刷編)】

○調べた箇所の台帳図を印刷する方法



①住所検索や、凡例を表示させている場合、右上の「>>」を押して、最初の画面に戻る。

②「印刷」をクリックする。



③用紙サイズや縮尺を選び、「印刷」をクリックする。
※台帳図は画面中心を起点に用紙サイズ・縮尺に合わせて印刷範囲が設定されます。

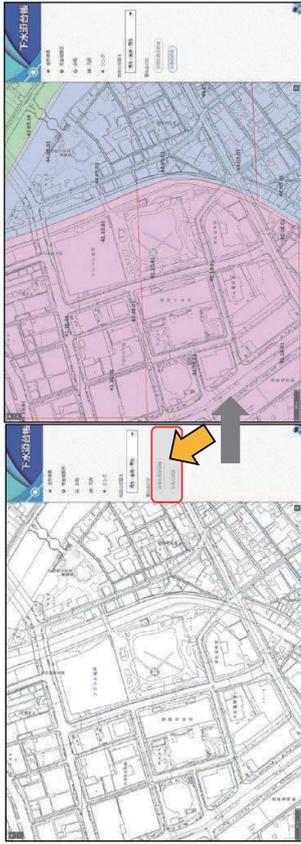
④印刷用画面が表示されます。こちらを印刷してください。

【注意事項】

- 一般のお客さま(不動産業等を含む)へ本図面は、道路工事等により現地の状況と異なる場合があり、既存の道路施設や建物の位置関係等について特定するものではないため、下水道に関する参考資料として利用をお願いいたします。
- 工事・設計業務関係のお客様へ本図面を含む公共下水道台帳施設平面図の写しは、あくまで参考図であり、本管・人孔・汚水桝・取付管などの位置は現地と異なる場合があります。この為、この図面を工事・設計などの資料として利用される場合は現場確認とともに、下水道管理課職員との事前協議や工事竣工図による確認をお願いいたします。

下水道台帳 【操作方法(その他)】

1. 水洗化状況や分流化状況も確認できます。色は水洗化や分流化された年度によって異なります。



2. 地図の切り替えを行うと、「再生水配管図」も確認できます。水色美線:再生水管



SUSTAINABLE GOALS



福岡市ではSDGsの達成に向けて取り組んでいます。

【問い合わせ先】

福岡市 道路下水道局 管理課 下水道管理課

住所: 福岡市中央区天神1丁目8の1

TEL: 092-711-4534

FAX: 092-733-5596

E-mail: gesuikanri.RSB

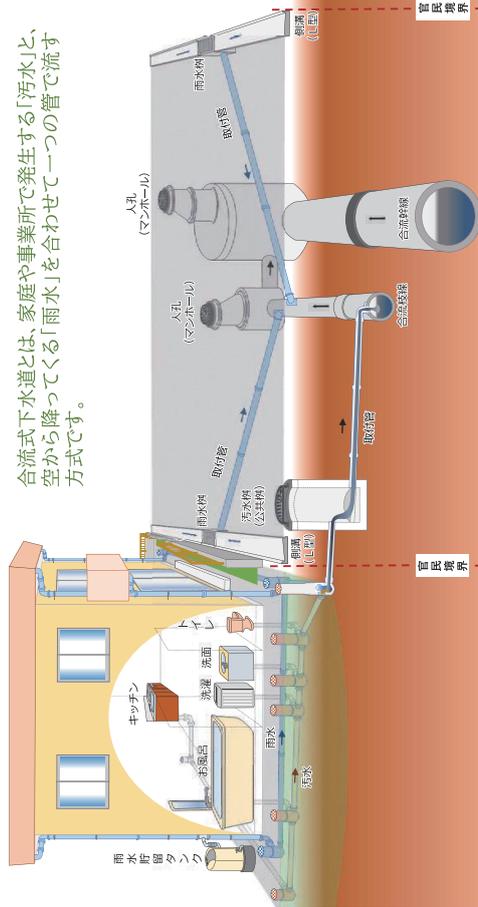
@city.fukuoka.lg.jp

窓口受付時間: 9時30分~11時30分

13時00分~16時00分

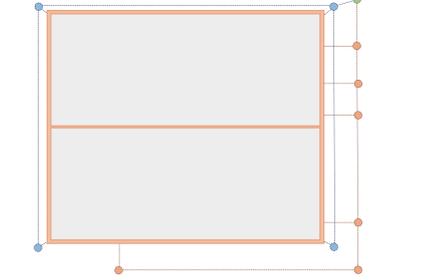
合流式のイメージ 【断面図】

合流式下水道とは、家庭や事業所で発生する「汚水」と、空から降ってくる「雨水」を合わせて一つの管で流す方式です。



排水設備

公共下水道

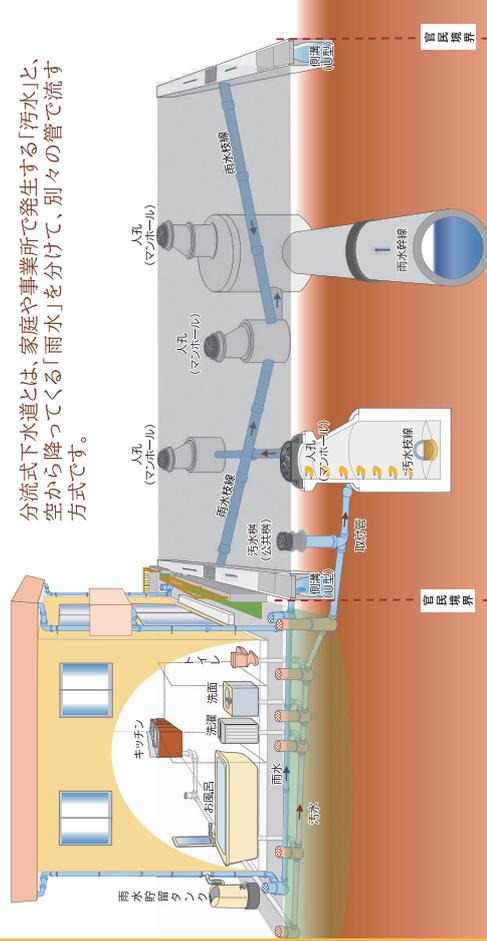


下水道台帳【平面図】 (標記例)

※宅内の配管状況は下水道台帳では確認できません。

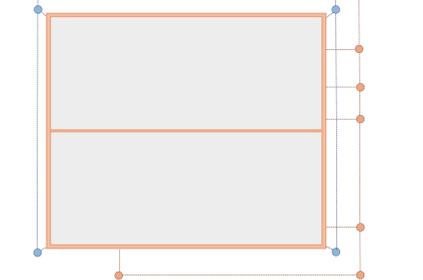
分流式のイメージ 【断面図】

分流式下水道とは、家庭や事業所で発生する「汚水」と、空から降ってくる「雨水」を分けて、別々の管で流す方式です。



排水設備

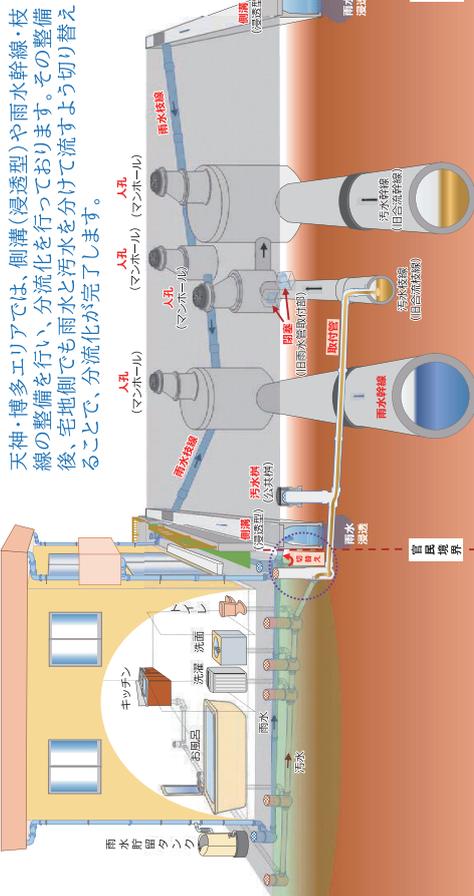
公共下水道



下水道台帳【平面図】 (標記例)

※宅内の配管状況は下水道台帳では確認できません。

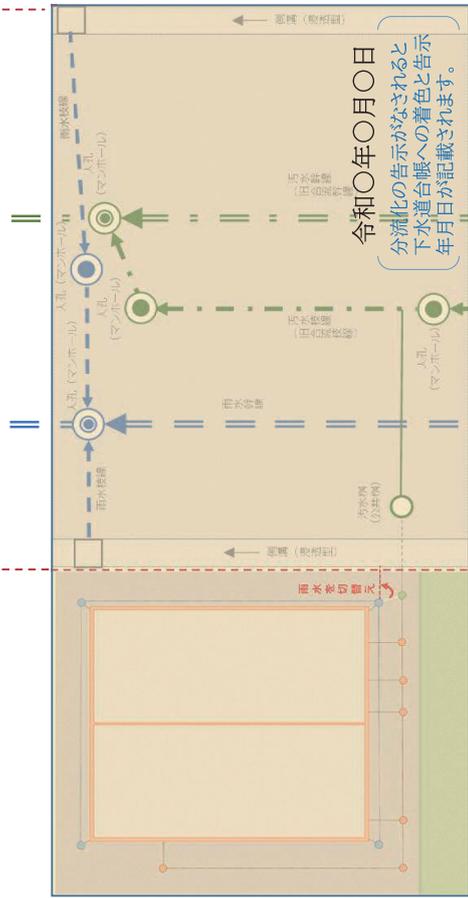
分流化のイメージ 【断面図】



天神・博多エリアでは、側溝（浸透型）や雨水幹線・枝線の整備を行い、分流化を行っております。その整備後、宅地側でも雨水と汚水を分けて流すよう切り替えることで、分流化が完了します。

排水設備

公共下水道



令和〇年〇月〇日
分流化の告示がなされると
下水道台帳への着色と告示
年月日が記載されます。

下水道台帳(平面図) (標記例)

※宅内の配管状況は下水道台帳では確認できません。

下水道台帳 【主な凡例】

人 孔	
○	円形小人孔 (内径60cm)
●	円形0号人孔 (内径75cm)
□	特殊1号人孔 (60cm×90cm)
○	円形1号人孔 (内径90cm)
○	円形2号人孔 (内径120cm)
○	円形3号人孔 (内径150cm)
○	円形4号人孔 (内径180cm)
○	円形5号人孔 (内径200cm)
○	特殊0号人孔 (60cm×90cm)
M	マンホール

柵	
○	小口蓋汚水柵 (内径150mm)
○	汚水柵 (内径450mm)
○	汚水柵 (小人孔)
○	汚水柵 (1号人孔)
○	汚水柵 (特殊1号人孔)
○	雨水柵 (内径450mm)
○	特殊雨水柵
○	汚水柵 (0号人孔)
○	汚水柵 (0号人孔)

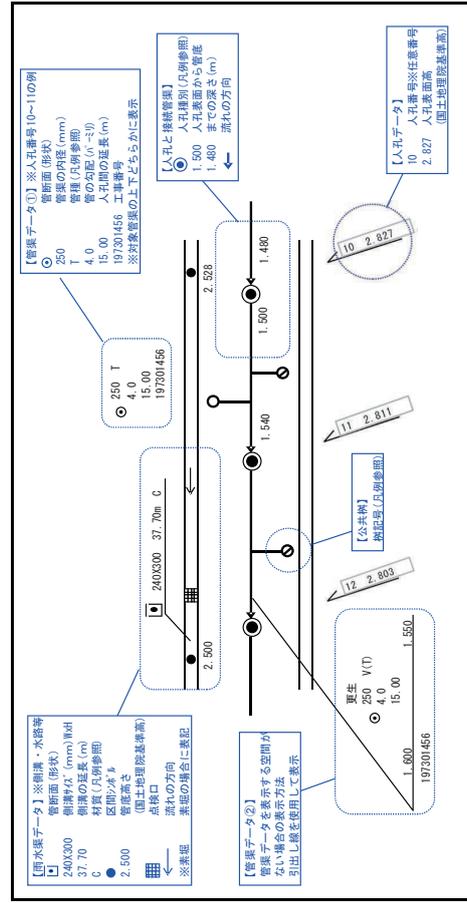
管渠断面	
○	円形管
□	矩形管
△	馬蹄形渠
▽	卵形管
□	閉水部
□	蓋付水路
L	L型側溝

管 材 質	
T	陶管
H	ヒューム管
C	コンクリート管
V	透気強化ビニール管
FRP	強化プラスチック集合管
V(T)	更生管(陶管)
V(H)	更生管(ヒューム管)



凡例はHP上でも確認できます。

管 渠 種 別	
→	合流枝線
→	汚水枝線
→	雨水枝線



卷末資料 3

申請様式

課 長		係 長		係 員		係 員		電算入力
	下記のとおり確認してよろしいか伺います。							

種 別			確 認 (受 付)	番 号	年 月 日	処 理 区						
1 貸	2 自	3 新						01 中部	03 東部	04 和白	05 西戸崎	06 西部

排水設備新設等計画確認申請書 (宛先) 福岡市長							処理年度	排除方式	分流化年度
								分流	合流
							年	月	日

申 請 者	フリガナ	郵便番号(-)						
	住所	県	市	区	丁目	番(地)	号	棟
		(都・道・府)(郡)		(町・村)				
	フリガナ (方書)							
氏 名	フリガナ	電話番号()						
	(姓)	(名)						

次のとおり申請します。
 なお、この排水設備新設等工事について第三者との間に紛争又は事故が生じた場合は、
 一切私の責任において処理します。

設備 場所												
工事店コード	排水設備指定工事店					世帯数	便 器 数					排 水 人 口
							A型 (大小兼用)	B型 (大小別)	C型 (腰掛式)	その他	計	
電話番号()												

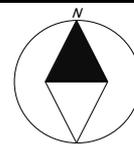
工 事 内 容									備 考			
1 新設 水洗	2 貸付 改造	3 貸付 浄化槽 切替	4 自費 改造	5 自費 浄化槽 切替	6 排水 設備	7 新設 分流化	8 改造 分流化	9 貸付 分流化				
建 物 用 途												
10 住宅	20 店舗	30 ビル	40 共同 住宅	50 工場	60 その他							
工事 期間	着工予定	年 月 日		完了予定	年 月 日							
技術者 氏 名									受付番号			

○太枠の中は記入しないでください。 ○楷書体で記入してください。

設 計 内 訳 書						大 便 器 カ 所		
工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
便 所 工 事 費	大 便 器							
		小 計						
	小 便 器							
		小 計						
排 水 工 事 費 ・ そ の 他								
		附 帯 工 事 費		1.0	式			別 紙 内 訳 書 の と お り
		小 計						
合 計								
設 計 手 数 料 等								
総 工 事 費								
消 費 税 相 当 額								
総 合 計								

※新設工事の場合は、便所工事費欄に便器の種類・個数のみ記入し、他は記入の必要なし。

見 取 図 (位置図等添付)



(メ モ)

種 別	1. 貸 付	2. 自 費	3. 新 設	確 認 番 号							
<h2 style="margin: 0;">排水設備新設等工事完了届書</h2>											
福岡市長				年 月 日							
住所											
氏名											
次のとおり届けます。				(電話番号 ー)							
設備場所及び 建物の用途		福岡市 区 丁目 番(地) 号		一般住宅・共同住宅(戸)・店舗・ビル・工場・その他()							
工事期間		着工	年 月 日	完了	年 月 日						
施 行 者	住 所	(電話番号 ー)									
	氏 名										
排 水 の 区 別		水洗 ・ 雑排水		公共下水道への 排水の接続状況		全体 ・ 一部					
使用水の種類 (水洗便所に使用する水の種類の みでなく設備場所で使用する水の 種類のすべてについて記)		水道水使用 の 場 合		水 道 お 客 様 番 号							
		(水道料金の 領収書等に より正しく 記入して下)		※共同住宅等で記入欄が不足する場合は、裏面に記入して下さい。							
				営	給	水 栓 番 号			重	世 代	収 納 区
井戸水等 使用の場合		1. 井戸水 2. 工業用水 3. 海水			1. 家事用 2. 営業用 3. 家事営業併用						
工 事 用 (地 下 湧 水 排 水) の 場 合		排 水 の 方 法		運 転 状 況		排 水 終 了 予 定 年 月 日					
		1. 水中ポンプ 2. ディープウェル 3. ウェルポイント		時間 / 日		年 月 日					
受 付 年 月 日			検 査 年 月 日			決 裁 年 月 日					
決 裁	課 長	係 長	係 員	係 員	検 査 員						
	検査の結果、申請どおりに完了しているので、検査済証を 交付してよろしいか伺います。					電 算 連 絡 票 完 了 検 査					
確 定 金 額		補 助 金		備 考							
		円									
		貸 付 金		円							

種 別	1. 貸 付	2. 自 費	3. 新 設	確 認 番 号					
<p>排水設備新設等工事完了届書 (公共下水道使用開始届)</p>									
福岡市長				年 月 日					
				住所 _____					
				氏 名 _____					
次のとおり届けます。				(電話番号 _____)					
設備場所及び 建物の用途		福岡市 区 丁目 番(地) 号		一般住宅・共同住宅(戸)・店舗・ビル・工場・その他()					
工事期間		着工	年 月 日	完了	年 月 日				
施 行 者	住 所	(電話番号 _____)							
	氏 名								
排 水 の 区 別		水洗・雑排水		公共下水道への 排水の接続状況		全体・一部			
使用水の種類 (水洗便所に使用する水の種類の みでなく設備場所で使用する水の 種類のすべてについて記)	水道水使用 の 場 合		水 道 お 客 様 番 号						
			※共同住宅等で記入欄が不足する場合は、裏面に記入して下さい。						
	(水道料金の領収書等により正しく 記入して下)		営	給	水 栓 番 号		重	世 代	収納区
井戸水等 使用の場合		1. 井戸水 2. 工業用水 3. 海水			1. 家事用 2. 営業用 3. 家事営業併用				
		4. 雨水再利用 5. その他()							
工 事 用 (地 下 湧 水 排 水) の 場 合		排 水 の 方 法		運 転 状 況	排 水 終 了 予 定 年 月 日				
		1. 水中ポンプ 2. ディープウェル 3. ウェルポイント		時間 / 日	年 月 日				
(備 考) 1. 建物の用途、排水の区別等については、該当するものを、○で囲んで下さい。 2. 水道水専用の場合は水道水の欄に、井戸水専用の場合及び他の水を使用の場合は井戸水等の欄に、水道水と併用の場合は両方に記入して下さい。 3. 水道お客さま番号の確認のため、水道料金の領収書等の写しを裏面に添付して下さい。									
(摘 要)									

年 月 日

あて先 福岡市長

現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他の申し出事項届出書

確認年度 _____
確認番号 _____
設備場所 _____
申請者氏名 _____

1. 現地完了検査のときの立会者（①～③のいずれかを○で囲んでください）

①申請者本人 ②代理人 ③現地の検査体制日時では立会いも代理人を立てることもできない

※③を○で囲んだ方は、指定工事店を通じてご相談ください。

2. 現地完了検査希望日（又は曜日だけでもかまいません）

第1希望 _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）又は _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）以外

第2希望 _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）又は _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）以外

第3希望 _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）又は _____ 月 _____ 日（又は _____ 曜日）以外

3. その他の申し出事項（自由にご記入ください。）

年 月 日

あて先 福岡市長

現地完了検査立会委任状

確認年度 _____

確認番号 _____

設備場所 _____

上記の排水設備工事を行いました。が、当方の都合により現地完了検査立会が出来ませんので、下記の者を代理人として立会させ、現地完了検査（屋内・屋外）に関することを一任します。

委任者（申請者） 住所 _____

氏名 _____

受任者（代理人） 住所 _____

氏名 _____

屋外排水設備検査申請兼報告書

あて先 福岡市長

確認申請番号： _____

設備設置場所： _____

申請者：住所

氏名

今般、上記場所の排水設備工事を行いました。当方の都合により屋内の検査が完了検査時に確認できませんので、当方にて下記のとおり屋内排水設備の確認をいたしましたので、屋外検査のみをお願いします。

尚、誤接合等が確認できた場合は、申請者及び工事店にて責任を持ち直ちに改善いたしません。

屋内排水設備検査報告

下記のとおり検査したことを報告します

記

チェック（確認後）

- ・完了図との整合性はとれている
- ・排水器具の設置状況は適正である
- ・各排水器具からの排水及び流水の状態は良好である
- ・器具トラップ及び配管トラップ等の設置がされている
- ・必要に応じて点検口及び通気を設けている
- ・大便器の形状寸法は申請内容と同じ

申請内容から変更有り（形状寸法記入： _____）

- ・ディスプレイの設置の有無 （有・無）いずれかに○

排水設備工事店 住所：

氏名：

屋内排水検査立会人 住所：

氏名：

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長様

申請者 住所

氏名

排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届	
受付年月日	年 月 日
確認番号	第 号
設備場所	福岡市 区
さきに、申請しました排水設備新設等計画確認申請書（新設・自費・貸付）について、次の理由により申請を取り下げ致します。	
(取り下げ理由)	

工事店	

床下集合排水システム設計仕様確認書

1 申請者（もしくは建物の所有者）

住 所 _____

氏 名 _____

2 住宅販売会社

住 所 _____

会社名 _____

3 設置場所

福岡市 _____ 区 _____

4 使用する主要部材の名称・形式番号

5 設計仕様等の確認

床下集合排水システム（以下、「システム」という。）の設置にあたり、次の項目が適正に履行されていることが確認できたものについて、欄にチェックの記入をして下さい。

(1) 技術上の基準等に適合していることの確認

- 汚水・雑排水は別系統で排水する
- システム設置個所に適切な維持管理空間を確保する
- 容易に保守・点検できる点検口を設置する
- 適正な管口径（通気含む）、勾配を確保する
- システムに掃除口を設置する
- 安定した土間上に設置し、転倒しないよう支持金具等で固定する
- その他、資材製造会社の定める基準を満たしている

(2) 施工体制及び維持管理体制が適切であることの確認

- 指定工事店に、マニュアル等に基づいて施工の指導を実施している
- 障害発生時の対応手順について関係者間で確認している

(3) 申請者等への説明

- 申請者（もしくは建物の所有者）は、システムの配管方式や使用について承諾している
- 使用者には、住宅販売会社等連携し、維持管理の方法や緊急時の体制について使用前に説明する

6 設計資料の添付

本システムが、資材製造会社等によって技術的検討が行なわれたことを示す資料を添付する。（製品カタログ、設計者や資材製造会社の承認が確認できるもの。）

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成者 _____

連絡先 _____

床下集合排水システム自主検査チェックリスト

1 確認年度・確認番号 _____

2 申請者（建物の所有者） 住所 _____
 氏名 _____

3 設置場所 福岡市 _____ 区 _____

4 検査項目

	チェック欄
① 汚水・雑排水は別系統となっている。	<input type="checkbox"/>
② 配管ルートは設計図どおりの施工となっている。	<input type="checkbox"/>
③ 適切な維持管理空間の確保、点検口の設置が確保されている。	<input type="checkbox"/>
④ 排水器具からシステムまでの管径、管勾配は適切である。	<input type="checkbox"/>
⑤ システムの据付・固定等は適切に施工されている。	<input type="checkbox"/>
⑥ システムの勾配を保持する支持位置及び固定は適切に施工されている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 器具接合部は確実に施工されている。	<input type="checkbox"/>
⑧ 満水及び通水試験により、漏水が無く適切な排水が確認されている。 （様式2-1号のとおり）	<input type="checkbox"/>

上記のとおり自主検査を行い、工事が完了したことを報告いたします。

年 月 日

福岡市長

福岡市排水設備指定工事店

住 所 _____

工事店名 _____

技術者氏名 _____

連絡先 _____

設置施設の仕様	2	イ. ディスポーザ	型式 : 製造 : 品番 :		
		ロ. 排水処理槽 ・生物処理タイプ	設計人員 : (人槽)	設計生ごみ量 : Kg/日	計画汚水量 : m ³ /日
		ハ. 算定根拠			
維持管理計画	3	イ. 処理水質（設計条件）	BOD : S S : n-Hex :		
		ロ. 維持管理体制	粉砕装置部	配管系統部 (生物処理のみ)	排水処理槽部
		保守点検内容及び 維持管理頻度	・機器の点検整備 (回/年)	・配管内の点検 (回/年) ・清掃 (回/年)	・定期点検 (回/年) 以下、生物処理のみ ・水質検査 (回/年) ・汚泥引抜 ()
		ハ. 点検項目	粉砕装置部	配管系統部	排水処理槽部
		点検項目	別紙－ のとおり		
		保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	別紙－ のとおり	
その他	4	イ. 維持管理契約書 (注－１)	別紙－ のとおり		
		ロ. 保守点検記録	保管年限 : 3年間		
		ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度 : 下水道管理者の指示による。		

(注－１) 但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結べない時は、市長が認める場合
に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

2	設置施設の仕様 本 体	型 式 : 認定条件等 :		
3	ロ. 維持管理体制	保守点検内容及び 維持管理頻度 (回 /)		
	ハ. 点検項目	点検項目	別紙一 のとおり	
		保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	
		保守点検記録表		別紙一 のとおり
4	イ. 維持管理契約書 (注－１)	別紙一 のとおり		
	ロ. 保守点検記録	保管年限 : 3年間		
	ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度 : 下水道管理者の指示による。		

(注－１) 但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結べない時は、市長が認める場合に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

維持管理契約書 記載内容（例）

1. 契約区分 （新規・継続）の別
2. 契約年月日
3. 設置年月日
4. 契約者名 施主（甲）
 維持管理契約会社（乙）
 維持管理実施会社（丙）
 （乙が維持管理の全部または一部を丙に委託して実施する場合。）
5. 「乙（丙）は、契約の要綱及び契約の約定に基づき維持管理を行う。」旨の明記。
6. 契約の要綱

	対象機器	品名				
	設置場所	住所				
		使用者		電話		
	維持管理 業務内容	契約内業務	<input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 整備			
		契約外業務	<input type="checkbox"/> 故障修理 <input type="checkbox"/> 汚泥引抜 <input type="checkbox"/> 消耗品交換			
	維持管理月 及び回数	回数	回／年			
		維持管理月	月	月	月	月
	契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	契約料金	円／年				
	支払条件	支払期日	年 月 日	条件		

7. 契約の約定
 - ① 契約の目的、維持管理の定義
 - ② 契約に含まれない維持管理業務内容
 - ③ 汚泥の引抜
 - ④ 遵守事項
 - ⑤ 作業の実施及び回数
 - ⑥ 作業の終了、料金支払、電源等の提供
 - ⑦ 義務、責任
 - ⑧ 契約の解除、契約の更新、第三者への譲渡
 - ⑨ 有効期間、協議事項
 必要に応じて追加・削除を行うこと。

(集合住宅用) [分譲]・[賃貸]

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた

を 区 丁目 番 号

(建設名称：
に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。)

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。
5. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。
6. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
7. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
8. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させます。
9. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
10. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

(戸建て住宅、業務用)

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた

を 区 丁目 番 号

(建設名称 :)
に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。
5. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。
6. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
7. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
8. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。
9. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
10. 処理ができないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器で処理しません。
11. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

(集合住宅用) [分譲]・[賃貸]

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、 基準 (案) に適合する評価 を受けた
を 区 丁目 番 号
(建設名称 :)
に設置しますので、別添の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
6. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させます。
7. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
8. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して基準 (案) に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

(戸建て住宅用)

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、 基準 (案) に適合する評価 を受けた
を 区 丁目 番 号
(建設名称 :)
に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
6. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。
7. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
8. 処理ができないごみ (金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの) を当該機器で処理しません。
9. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して基準 (案) に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた

を 区 丁目 番 号)
(建設名称 :
に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

1. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。
2. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。
3. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、 基準 (案) に適合する評価 を受けた

を 区 丁目 番 号

(建設名称 :)
に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

1. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。
2. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。
3. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
4. 定期点検をもって基準 (案) に適合する水質を維持するものとし、その結果を把握するとともに、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出させます。
5. 排水処理装置からの排水が継続して基準 (案) に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うことを了解させます。

様式 - 4 (共通)
(表面)

(集合住宅の使用者用)

年 月 日

使用にあたっての遵守事項承諾書

(あて先) 福岡市長

“「ディスプレイ排水処理システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区 丁目 番 号

(建設名称：)

に設置された、基準(案)に適合する評価を受けた _____

の使用にあたって、下記の遵守事項について承諾します。

記

使用者の遵守事項

1. 処理ができないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器で処理しないこと。
2. 処理できないごみを当該機器で処理したため、発生する損害について責を負うこと。
3. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
4. 管理組合等が行う当該機器(共有部)の維持管理に協力すること。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
6. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(集合住宅用)

年 月 日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所
地位を継承された者 氏名

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区 丁目 番号

(建設名称: _____)

に設置された、基準(案)に適合する評価を受けた _____

の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
 2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
 3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
 4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 5. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。
 6. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。
 7. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
 8. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
 9. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」又は「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させること。
 10. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
 11. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。
- ※ 維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

(戸建て住宅、業務用)

年 月 日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所
地位を継承受けた者 氏名

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区 丁目 番号

(建設名称：

)

に設置された、 基準 (案) に適合する評価 を受けた

の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
5. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。
6. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。
7. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
8. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
9. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させること。
10. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
11. 処理できないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器等で処理しないこと。
12. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。

(集合住宅、戸建て住宅用)

年 月 日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所
地位を継承された者 氏名

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区 丁目 番号

(建設名称: _____)

に設置された、基準(案)に適合する評価を受けた _____
の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
 2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
 3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
 4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 5. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
 6. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
 7. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させること。
 8. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
 9. 処理できないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器等で処理しないこと。
 10. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また、排水処理装置からの排水が継続して基準(案)に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うこと。
- ※ 維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

「申請者用」

(集合住宅用)

年 月 日

維持管理業務委託契約 確約書 (例)

あて先) 福岡市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設にあたり、 基準(案)に適合する評価 を受けた

を 区 丁目 番 号

(建物名称 :)

に設置いたしますが、下記の理由により排水設備計画確認申請書提出時までには維持管理業務委託契約を締結することができませんでした。

そこで、維持管理業務委託契約は建物完成後使用開始までには行うものとし、契約締結後は速やかに「維持管理業務委託契約書」の写しを市へ提出することを確約いたします。

記

理由記入欄

--

年 月 日

使 用 確 認 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所

氏名

下記申請場所に切替マスおよび汚水貯留槽を設置します。

切替マスおよび汚水貯留槽の使用については、関係法令に基づき、当方にて適切に維持管理・使用を行います。

記

申請場所 _____

切替マス設置数 _____箇所

汚水貯留槽設置数 _____箇所

排水槽設置(改築)届

あて先)福岡市長

設置者 住所
氏名
TEL

下記のとおり排水槽を(新設 、 改築)しますので、関係資料を添付のうえ、届出ます。

設備の場所	区 丁目 番 号								
建築物の名称等									
排水槽の種類	該当する排水槽について、()に台数を記入する。								
	汚水槽() 雑排水槽() 合併槽() 湧水槽() 排水調整槽()								
厨房排水の流入	有・無				地下階への1日あたり排水量(m3)				
計画時間最大排水量(m3)					同 給水時間(h)				
排水槽の構造	槽の大きさ (m)					ピット底からの深さ(m)		有効容量	
種類	縦	横	深さ	吸込みピットの寸法(LWH)	底部勾配	始動水位	停止水位	(m3)	
曝気・攪拌装置の有無と設置する排水槽						メーカー・型式			
排水ポンプ	吐出量(L/分)	口径(mm)	揚程(m)	出力(Kw)	台数	メーカー	型式	タイマー制御の有無	
								有	無
								有	無
								有	無
								有	無
								有	無

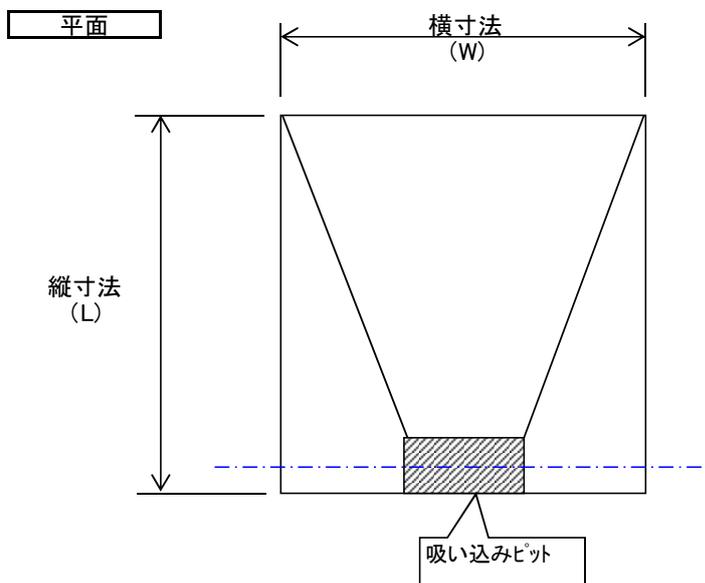
維持管理計画

定期清掃の頻度	回/年	定期点検	回/年
管理会社(予定)			連絡先

添付資料 位置図、排水槽構造図、有効容量計算書、ポンプ等設備図、その他()

	受付日	受付番号	確認番号	台帳登録

有効容量計算書 (例)



「計画諸元」

当該排水槽に流入する時間最大排水量

Q = m³

当該排水槽に流入する1日あたりの平均排水量

A = m³

当該排水槽に流入する1日あたりの給水時間

B = h

$$\frac{A}{B} \times 2.0 \sim 2.5 = \text{}$$

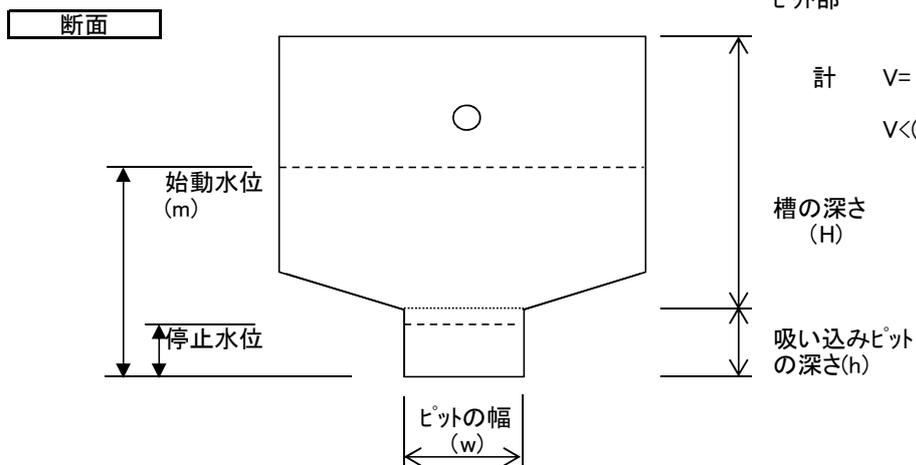
「排水槽の容量」

槽部

ピット部

計 V = m³

V < (A/B) × Q となっているか



卷末資料 4

申請様式記入例

課長	係長	係員	係員	電算入力
下記のとおり確認してよろしいか伺います。				

種別	確認	番号	年月日	処理区							
1 貸	2 自	3 新 (受付)		01 中部	03 東部	04 和白	05 西戸崎	06 西部	08 南部	10 新西部	99 区域外

※1

排水設備新設等計画確認申請書			処理年度	排除方式	分流化年度
			S41	分流	合流 R4

※2

※3

(宛先) 福岡市長 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者住所
フリガナ フクオカケンフクオカシチュウオウケンジン 郵便番号(810 - * * * *)
福岡 県 福岡 市 中央区 天神○ 丁目 ○ 番(地) ○ 号 棟
(都・道・府)(郡) (町・村)

フリガナ フクオカシヤクジョ ※該当がない場合は記入不要
(方書) 福岡市役所 6階 ※該当がない場合は記入不要

フリガナ フクオカシヤクシヨカブシキガ イシャ タ イヒョウトリシマリヤクシヤチョウ フクオカ タロウ 電話番号(092-***-****)
(姓) 福岡市役所株式会社 (名) 代表取締役社長 福岡 太郎

※4

次のとおり申請します。
なお、この排水設備新設等工事について第三者との間に紛争又は事故が生じた場合は、一切私の責任において処理します。

※5

設備場所 福岡県福岡市中央区大名○丁目○番

※6

工事店コード	排水設備指定工事店	便器数					排水口
○○○○		世帯数	A型 (大小兼用)	B型 (大小別)	C型 (腰掛式)	その他	
〒812-8653 福岡県福岡市東区箱崎○丁目○番○号							
○○株式会社 代表取締役 排水 次郎		1			2		2
電話番号(092-***-****)							4

※7

※8

※9

※10

※11

※13

工事内容									備考	
1 新設 水洗	2 貸付 改造	3 貸付 浄化槽 切替	4 自費 改造	5 自費 浄化槽 切替	6 排水 設備	7 新設 分流化	8 改造 分流化	9 貸付 分流化		※12
建 物 用 途										
10 住宅	20 店舗	30 ビル	40 共同 住宅	50 工場	60 その他	戸建て住宅				
工事	着工予定	令和6年4月10日							受付番号	記入不要
期間	完了予定	令和7年3月31日								
技術者氏名	排水 三郎									

○太枠の中は記入しないでください。 ○楷書体で記入してください。

排水設備新設等計画確認申請書記入時の注意事項

※1 ○種別（福岡市管工事協同組合に提出する場合は記入不要）

工事内容に応じて種別に○を付けてください。種別の考え方は下記のとおり。

- 1 貸：水洗便所改造資金（浄化槽含む）の貸付を受けて工事を行う場合
 水洗便所改造の補助金を受けて工事を行う場合
 私道排水設備の助成を受けて工事を行う場合
 低地排水設備の助成を受けて工事を行う場合
- 2 自：浄化槽、くみ取り便所の水洗化工事を自費で行う場合
 分流化改造（分流化の告示に伴い、宅内の汚水、雨水を分ける工事）
 の助成を受けて工事を行う場合
- 3 新：上記に該当しない工事
 雨水流出抑制助成（雨水貯留タンク、浸透枳、浸透管の助成）を受けて
 工事を行う場合は「3新」を選択。

○処理区（福岡市管工事協同組合に提出する場合は記入不要）

該当する処理区に○を付けてください。

処理区確認方法

下水道台帳（インターネット版）にて公共下水道本管をクリックすると「終末処理場」の情報が表示されます。表1にて「終末処理場」の情報から処理区を選択してください。

表1 処理区及び終末処理場

処理区	終末処理場
01 中部	中部処理場
03 東部	東部処理場
04 和白	和白処理場
05 西戸崎	西戸崎処理場
06 西部	西部処理場
08 南部	御笠川処理場
10 新西部	新西部処理場
99 区域外	下水道計画区域外の場合 [※]

※下水道計画区域に編入せずに公共下水道に接続する場合（区域外放流）のみ選択。

開発等により下水道台帳に公共下水道本管の情報が反映されていない場合は、既設公共下水道管（反映されていない公共下水道本管の下流）の終末処理場により選択すること。

※2 ○処理年度

下水道台帳により処理年度を確認し、記入してください。

確認方法は**巻末資料2**をご確認ください。

例) 下水道台帳で S46.2.1 と表示された場合は「S45」と記入。

○排除方式

設備場所（申請地）の排除方式を下水道台帳で確認し、○を付けてください。確認方法は**巻末資料2**をご確認ください。

分流化告示区域は「分流」に○を付けてください。

○分流化年度

設備場所（申請地）が分流化告示区域の場合に記入してください。

分流化告示区域の確認方法は、福岡市排水設備確認申請の手引き（P7）及び**巻末資料2**をご確認ください。下水道台帳で分流化告示区域をクリックし、表示された年度が分流化年度となります。

※3 ○申請日

申請日（提出日）を記入してください。

※4 ○申請者住所

住居表示で記入してください。

共同住宅等の場合は、建物の名称及び部屋番号を方書に記入してください。

○申請者氏名

申請者の氏名を記入してください。

申請者が企業の場合は、氏に「企業名」、名に「役職、代表者名」を記入してください。

※5 ○設備場所

住居表示で記入してください。

分筆等で号地が決まっていない場合は、番地まで記入してください。

分筆・合筆等で号地が決まっていない場合は、番地まで記入。

例) 福岡県福岡市中央区天神○丁目○番○号

↳号地が決まっている場合のみ記入

※6 ○排水設備指定工事店

指定工事店住所、指定工事店名、役職、代表者名、電話番号を記入してください。

※7 ○工事内容

該当する番号に○を付けてください。工事内容は表2のとおり。

表2 工事内容

1 新設水洗	トイレを新設、改造する排水設備工事かつ「本表 2～9」に該当しない工事
2 貸付改造	市の貸付制度または助成制度を使用して、くみ取り便所を水洗化する工事
3 貸付浄化槽切替	市の貸付制度を使用して、浄化槽を水洗化する工事
4 自費改造	自費でくみ取り便所を水洗化する工事
5 自費浄化槽切替	自費で浄化槽を水洗化する工事
6 排水設備	トイレを新設しない排水設備工事かつ「本表 3、5、8」に該当しない工事
7 新設分流化	選択しないでください。
8 改造分流化	分流化告示区域で既設建物の排水を合流式から分流式（汚水、雨水を分ける工事）に改造する工事
9 貸付分流化	選択しないでください。

※8 ○工事内容の詳細

工事内容の詳細を記入。

※9 ○建物用途

該当する番号に○を付けてください。

※10 ○建物用途の詳細

建物用途で店舗、ビル、工場、その他を選んだ場合は、建物用途の詳細（オフィスビル、飲食店、スーパー等）を記入してください。

グリース阻集器やオイル阻集器を設置する場合は、「施設名称」及び「業態（和食料理、自動車整備工場等）」を記入してください。

電子申請の場合は、上記内容を図面（平面図）に記入してください。

※11 ○工事期間

工事期間を記入してください。

完了予定日を経過後に工事完了届の提出がなされていない場合は、工事状況を確認する場合があります。

※12 ○備考

工事に関して特筆すべきことがある場合は、備考に記入してください。電子申請の場合は図面に記入をお願いします。

表3の「申請内容」に該当する場合は、備考に「備考記入内容」を記入してください。

表3 備考記入内容

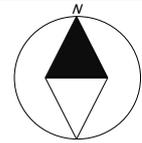
申請内容	備考記入内容
グリース阻集器設置	グリーストラップ
オイル阻集器設置	オイルトラップ
床下集合排水システムの設置	排水ヘッダー
ディスポーザ排水処理システムの設置	ディスポーザ
排水槽（ビルピット）の設置	ビルピット
仮設トイレの設置	仮設トイレ
工事排水（ノッチタンク）あり	ノッチタンク
特定施設及び除害施設あり	特定施設
開発行為に該当する場合	開発工事

※13 ○技術者氏名

福岡市に登録している福岡市排水設備工事責任技術者の氏名を記入してください。

設 計 内 訳 書						大便器 2カ所		
工種	種 別	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	備 考	
便所工事費	C型便器	YC-852BM	2.0	個	78,000	156,000		
	便槽埋め戻し	撤去	1.0	式	55,000	55,000		
	手洗器撤去	撤去	1.0	式	5,000	5,000		
	小計					216,000		
	小便器							
		小計						
排水工事費・その他	小口径汚水柵L	100×150	5.0	個	11,000	55,000		
	小口径汚水柵Y	100×75×150	3.0	個	11,500	34,500		
	小口径汚水柵YS	100×75×150	2.0	個	11,000	22,000		
	小口径汚水柵DR	100×150	1.0	個	12,000	12,000		
	排水管布設工	VU管 φ150	21.5	m	5,500	118,250		
	運搬工		1.0	式	43,000	43,000		
	産業廃棄物処理費		1.0	式	8,000	8,000		
	赤字箇所：必ず記入。 青字箇所：貸付制度や助成制度を利用する場合に記入。 見積書を添付している場合は記入不要。							
	大便器は、福岡市ホームページ掲載の「福岡市指定節水型機器一覧表」から選定すること。							
	附帯工事費		1.0	式			別紙内訳書 のとおり	
	小 計					292,750		
合 計						508,750		
設 計 手 数 料 等			1.0	式	39,250	39,250	合計額の5% 端数処理	
総 工 事 費						548,000		
消 費 税 相 当 額						54,800		
総 合 計						602,800		

※新設工事の場合は、便所工事費欄に便器の種類・個数のみ記入し、他は記入の必要なし。



**申請場所の位置図を添付
(申請地は赤枠で囲んでください)**

別紙提出可

※別紙提出の場合の注意事項

- ・ 方位がわかるようにしてください。
- ・ 位置図で住所がわからない場合は住所（住居表示）を記入。

(メ モ)

申請地：福岡市中央区大名〇丁目〇番

水洗化处理年度：S41.5.1

分流化告示年度：R5.2.1

メモ欄記入事項

- ・ 申請地の住所が位置図でわからない場合は住所（住居表示）を記入。
- ・ 福岡市公共下水道施設平面図（下水道台帳図）に水洗化处理年度及び分流化告示年度（分流化の告示がされている場合のみ）が表示されていない場合は処理年度を記入。

平 面 図

方位記入

〔 新設は実線で既設は点線で書き，管径，管種，管の延長
 枺No. 枺の種類，枺間勾配，技術基準により記入のこと。 〕

別紙提出可
 別紙で提出する場合は必ず方位を記入してください

※新設の場合、「本管延長」と「枺」欄は、記入の必要なし。

本管延長	枺
. m	個

指示事項及び協議事項

確認番号は4桁
又は5桁で記入

種別	1. 貸付	2. 自費	3. 新設	確認番号	50 0 0 1
----	-------	-------	-------	------	----------

排水設備新設等工事完了届書

工事完了日から
5日以内に提出

令和6年 10月 15日

福岡市長

住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号

氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

次のとおり届けます。

(電話番号 092-***-****)

設備場所及び 建物の用途	福岡市 中央区 大名〇丁目 〇番(地) 号																			
	一般住宅・共同住宅(戸)・店舗・ビル・工場・その他()																			
工事期間	着工 令和6年 4月 10日	完了 令和6年 10月 11日																		
施行者	住所	〒812-8653 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号																		
	氏名	〇〇株式会社 (電話番号 092-***-****) 代表取締役 排水 次郎																		
排水の区別	水洗・雑排水	公共下水道への 排水の接続状況																		
		全体・一部																		
使用水の種類	水道水使用 の場合	水道お客様番号																		
	〔水洗便所に 使用する水の 種類のみで なく設備 場所で使用 する水の種 類のすべて について記 す〕	※共同住宅等で記入欄が不足する場合は、裏面に記入して下さい。																		
		<table border="1"> <tr> <th>営</th> <th>給</th> <th colspan="4">水 栓 番 号</th> <th>重</th> <th>世 代</th> <th>収 納 区</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </table>	営	給	水 栓 番 号				重	世 代	収 納 区	3	0	1	2	3	4	0	7	2
営	給	水 栓 番 号				重	世 代	収 納 区												
3	0	1	2	3	4	0	7	2	0	1										
井戸水等 使用の場合	1. 井戸水 2. 工業用水 3. 海水 4. 雨水再利用 5. その他()	1. 家事用 2. 営業用 3. 家事営業併用																		
工事用(地下湧水排水)の場合	排水の方法	運転状況	排水終了予定年月日																	
	1. 水中ポンプ 2. ディープウェル 3. ウェルポイント	時間 / 日	年 月 日																	
受付年月日		検査年月日	決裁年月日																	

完了届提出時に水道お客様番号が決まっていない場合
(給水装置工事検査前)は、空欄で可。水洗番号のみ
わかる場合は、水栓番号を記入してください。

※「申請者住所・氏名」、「設備場所及び建物の用途」、「施工者住所・氏名」は排水設備
新設等計画確認申請書に記載した内容と同じにしてください。
上記内容が変更になった場合は、完了届提出前に排水設備新設等計画確認申請書の変更申
請を行ってください。

確定金額	補助金	円	備考	算 了 連 絡 票 検 査
	貸付金	円		

確認番号は4桁
又は5桁で記入

種別	1. 貸付	2. 自費	3. 新設	確認番号	50 0 0 1			
排水設備新設等工事完了届書 (公共下水道使用開始届)				令和6年 10月 15日				
福岡市長				工事完了日から 5日以内に提出				
住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号								
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎								
次のとおり届けます。(電話番号 092-***-****)								
設備場所及び 建物の用途	福岡市 中央区 大名〇丁目 〇番(地) 号 一般住宅・共同住宅(戸)・店舗・ビル・工場・その他()							
工事期間	着工	令和6年 4月 10日	完了	令和6年 10月 11日				
施行者	住所	〒812-**** 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号						
	氏名	〇〇株式会社 (電話番号 092-***-****) 代表取締役 排水 次郎						
排水の区別	水洗・雑排水	公共下水道への 排水の接続状況	全体・一部					
使用水の種類	水道水使用 の場合	水道お客様番号 ※共同住宅等で記入欄が不足する場合は、裏面に記入して下さい。						
	水洗便所に 使用する水 の種類のみ でなく設備 場所で使用 する水の種類 のすべて について記	水道料金の 領収書等に より正しく 記入して下	営	給	水栓番号	重	世代	収納区
			3	0	1 2 3 4 0 7	2	0 1	
井戸水等 使用の場合	1. 井戸水 2. 工業用水 3. 海水 4. 雨水再利用 5. その他()			1. 家事用 2. 営業用 3. 家事営業併用				
工所用(地下湧水排水)の場合	排水の方法	1. 水中ポンプ 2. ディープウェル 3. ウェルポイント	運転状況	排水終了予定年月日				
			時間 / 日	年	月 日			

(備考) 1. 建物の用途、排水の区別等については、該当するものを、○で囲んで下さい。
2. 水道水専用の場合は水道水の欄に、井戸水専用の場合及び他の水を使用の場合は井戸水等の欄に、水道水と併用の場合は両方に記入して下さい。
3. 水道お客さま番号の確認のため、水道料金の領収書等の写しを裏面に添付して下さい。

(摘要) ※「申請者住所・氏名」、「設備場所及び建物の用途」、「施工者住所・氏名」は排水設備新設等計画確認申請書に記載した内容と同じにしてください。
上記内容が変更となった場合は、完了届提出前に排水設備新設等計画確認申請書の変更申請を行ってください。

令和6年 10月 15日

あて先 福岡市長

現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他の申し出事項届出書

確認年度 R6年度 確認番号 50001

確認番号は4桁又は5桁で記入

設備場所 福岡県福岡市中央区大名〇丁目〇番 申請者氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

1. 現地完了検査のときの立会者（①～③のいずれかを○で囲んでください）

①申請者本人 ②代理人 ③現地の検査体制日時では立会いも代理人を立てることもできない

※③を○で囲んだ方は、指定工事店を通じてご相談ください。

2. 現地完了検査希望日（又は曜日だけでもかまいません）

第1希望 10月 21日 （又は 曜日 ）又は 月 日 （又は 曜日 ）以外第2希望 10月 23日 （又は 曜日 ）又は 月 日 （又は 曜日 ）以外第3希望 10月 24日 （又は 曜日 ）又は 月 日 （又は 曜日 ）以外

3. その他の申し出事項（自由にご記入ください。）

 10月21日（月）は申請者が午前中仕事のため午後1時以降の検査希望

現地完了検査日の希望がない場合は、検査日早見表に基づく日付（完了届を受付した日を起算して土日祝日を含まない8日目）を記入してください。

令和6年 10月 15日

あて先 福岡市長

現地完了検査立会委任状

確認年度 R6年度

確認番号 50001

確認番号は4桁又は5桁で記入

設備場所 福岡県福岡市中央区大名〇丁目〇番

上記の排水設備工事を行いました。当方の都合により現地完了検査立会が出来ませんので、下記の者を代理人として立会させ、現地完了検査（屋内・屋外）に関することを一任します。

委任者（申請者） 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号

氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

受任者（代理人） 住所 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 排水 次郎

令和6年 10月 15日

屋外排水設備検査申請兼報告書

あて先 福岡市長

確認申請番号は4桁又は5桁で記入

確認申請番号： R6 - 50001

設備設置場所： 福岡県福岡市中央区大名〇丁目〇番

申請者：住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号

氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

今般、上記場所の排水設備工事を行いました。当方の都合により屋内の検査が完了検査時に確認できませんので、当方にて下記のとおり屋内排水設備の確認をいたしましたので、屋外検査のみをお願いします。

尚、誤接合等が確認できた場合は、申請者及び工事店にて責任を持ち直ちに改善いたします。

屋内排水設備検査報告

下記のとおり検査したことを報告します

記

チェック（確認後）

- ・完了図との整合性はとれている
- ・排水器具の設置状況は適正である
- ・各排水器具からの排水及び流水の状態は良好である
- ・器具トラップ及び配管トラップ等の設置がされている
- ・必要に応じて点検口及び通気を設けている
- ・大便器の形状寸法は申請内容と同じ

申請内容から変更有り（形状寸法記入： ）

- ・ディスプレイの設置の有無 有 無 いずれかに○

排水設備工事店 住所：福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号

氏名：〇〇株式会社 代表取締役 排水 次郎

屋内排水検査立会人 住所：福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号

氏名：福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

令和6年 〇月 〇日

(あて先) 福岡市長様

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号

氏名 福岡市役所株式会社
代表取締役社長 福岡 太郎

確認番号は4桁又は5桁で記入

排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届	
受付年月日	令和〇年 〇月 〇日
確認番号	第 R6-50001 号
設備場所	福岡市 中央 区 大名〇丁目〇番
さきに、申請しました排水設備新設等計画確認申請書(新設・自費・貸付)について、次の理由により申請を取り下げ致します。	
(取り下げ理由)	
建築計画がなくなったため。	
工事店	福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 排水 次郎

床下集合排水システム設計仕様確認書

1 申請者（もしくは建物の所有者）

住 所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号氏 名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

2 住宅販売会社

住 所 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号会社名 〇〇ハウス株式会社

3 設置場所

福岡市 中央 区 大名〇丁目〇番4 使用する主要部材の名称・形式番号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

5 設計仕様等の確認

床下集合排水システム（以下、「システム」という。）の設置にあたり、次の項目が適正に履行されていることが確認できたものについて、欄にチェックの記入をして下さい。

(1) 技術上の基準等に適合していることの確認

- 汚水・雑排水は別系統で排水する
- システム設置個所に適切な維持管理空間を確保する
- 容易に保守・点検できる点検口を設置する
- 適正な管口径（通気含む）、勾配を確保する
- システムに掃除口を設置する
- 安定した土間上に設置し、転倒しないよう支持金具等で固定する
- その他、資材製造会社の定める基準を満たしている

(2) 施工体制及び維持管理体制が適切であることの確認

- 指定工事店に、マニュアル等に基づいて施工の指導を実施している
- 障害発生時の対応手順について関係者間で確認している

(3) 申請者等への説明

- 申請者（もしくは建物の所有者）は、システムの配管方式や使用について承諾している
- 使用者には、住宅販売会社等連携し、維持管理の方法や緊急時の体制について使用前に説明する

6 設計資料の添付

本システムが、資材製造会社等によって技術的検討が行なわれたことを示す資料を添付する。（製品カタログ、設計者や資材製造会社の承認が確認できるもの。）

作成日 令和〇 年 〇 月 〇 日作成者 床下集合排水システム製造業者名+作成者氏名連絡先 床下集合排水システム製造業者連絡先

床下集合排水システム自主検査チェックリスト

確認番号は 4 桁又は 5 桁で記入

1 確認年度・確認番号 R6-50001
 2 申請者（建物の所有者） 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
 氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎
 3 設置場所 福岡市 中央 区 大名〇丁目〇番

4 検査項目

チェック欄

- ① 汚水・雑排水は別系統となっている。
- ② 配管ルートは設計図どおりの施工となっている。
- ③ 適切な維持管理空間の確保、点検口の設置が確保されている。
- ④ 排水器具からシステムまでの管径、管勾配は適切である。
- ⑤ システムの据付・固定等は適切に施工されている。
- ⑥ システムの勾配を保持する支持位置及び固定は適切に施工されている。
- ⑦ 器具接合部は確実に施工されている。
- ⑧ 満水及び通水試験により、漏水が無く適切な排水が確認されている。
 （様式 2-1 号のとおり）

上記のとおり自主検査を行い、工事が完了したことを報告いたします。

令和 6 年 1 0 月 1 2 日

福岡市長

福岡市排水設備指定工事店

住 所 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号

工事店名 〇〇株式会社

技術者氏名 排水 三郎

連 絡 先 092-****-****

床下集合排水システム満水及び通水試験結果報告

- 1 確認年度・確認番号 R6 - 50001 確認番号は4桁又は5桁で記入
- 2 設置場所 福岡市 中央区 大名〇丁目 〇番 〇号
- 3 申請者(建物の所有者)氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

下記の通り試験を行い、システムに異常がなかったことを報告します。

満水試験年月日 R6 年 10 月 14 日

通水試験年月日 R6 年 10 月 14 日

接続器具	階数	器具トラップ	満水試験	通水試験		備考
		有・無	漏水なし	漏水なし	通水	
風呂	1階	有・無	☑	☑	☑	
台所流し	1階	有・無		☑	☑	
洗濯	1階	有・無		☑	☑	
洗面	1階	有・無		☑	☑	
手洗い	1階	有・無		☑	☑	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	
		有・無		☐	☐	

排水設備指定工事店

住所 福岡県福岡市東区箱崎〇丁目〇番〇号

工事店名 〇〇株式会社

技術者氏名 排水 三郎

維持管理計画書（例－1）

本様式を使用する場合は「(例－1)」を消してください

作成要領－1（1／2）
「生物処理タイプ」
令和〇年 〇月 〇日

製品名【規格適合型式(製品)】を記入

ディスポーザ排水処理システム〇〇〇〇【△△△△】の仕様書及び維持管理計画書

申請者の住所及び氏名	福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎 TEL (092) * * * - * * * *
------------	--

1 一般事項	イ. 設置場所の地銘・地番 (建物名称)	中央区 大名〇丁目 〇番 号 (住居表示で記入) ((仮称)福岡市役所) ※建物名が決まっていない場合は仮称で可		
	ロ. 建設大臣認定 ・基準(案)適合評価 左記 ディスポーザ部 右記 排水処理部	認定又は適合評価日 : R〇年〇月〇日 R〇年〇月〇日 認定又は適合評価番号 : DS-DP-〇〇〇型 DS-TR-〇〇〇型 メーカー : 株式会社〇〇 〇〇株式会社 名称 : 〇〇〇〇 〇〇〇〇 型式 : 〇〇型 〇〇型		
	ハ. 工程	着工予定年月日 : 令和6年 4月 10日 使用開始予定年月 : 令和6年 11月 1日		
	ニ. 施工業者	粉砕装置部	〇×株式会社	
		配管系統部	〇〇株式会社	
		排水処理槽部	〇△株式会社	
	ホ. 維持管理業者	粉砕装置部	〇×△株式会社	
		配管系統部	〇〇〇株式会社	
		排水処理槽部	〇△□株式会社	
	ヘ. 設置場所案内図	別添図－〇のとおり		
ト. 建築物配置図	別添図－〇のとおり			
チ. 排水設備設計図	建築平面図 排水設備図 給排水配管図	別添図－〇のとおり 別添図－〇のとおり 別添図－〇のとおり		

2 設置 施設 の 仕様	イ. ディスポーザ	型式 : ○○型 製造 : 株式会社○○ 品番 : ○○○○	ディスポーザ部のみ記入			
	ロ. 排水処理槽 ・生物処理タイプ	設計人員 : 400 人 (400 人槽) 設計生ごみ量 : ○○ Kg/日 計画汚水量 : ○○ m ³ /日				
	ハ. 算定根拠	共同住宅戸数 : 100戸 1戸あたりの世帯人数 : 4人 100×4=400人				
3 維持 管理 計画	イ. 処理水質 (設計条件)	BOD : 300mg/L S S : 300mg/L n-Hex : 30mg/L				
	ロ. 維持 管理 体制	粉砕装置部	配管系統部 (生物処理のみ)	排水処理槽部		
		保守点検内容及び 維持管理頻度	・機器の点検整備 (○回/年)	・配管内の点検 (○回/年) ・清掃 (○回/年) 年1回以上	・定期点検 (○回/年) 以下、生物処理のみ ・水質検査 (○回/年) ・汚泥引抜 (○ヵ月に1回)	
	ハ. 点 検 項 目	粉砕装置部	配管系統部	排水処理槽部		
		点検項目	別紙－○のとおり			
		保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表	別紙－○のとおり		
4 そ の 他	イ. 維持管理契約書 (注－1)	別紙－○のとおり				
	ロ. 保守点検記録	保管年限 : 3年間				
	ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度 : 下水道管理者の指示による。				

(注－1) 但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結べない時は、市長が認める場合
に限り、「維持管理契約確認書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

維持管理計画書（例－２）

本様式を使用する場合は「(例－２)」を消してください

作成要領－２（１／２）

「機械処理タイプ」

令和〇年 〇月 〇日

製品名【規格適合型式(製品)】を記入

ディスポーザ排水処理システム〇〇〇〇【△△△△】の仕様書及び維持管理計画書

申請者の住所及び氏名	福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎 TEL (092) * * * - * * * *
------------	--

1 一般事項	イ. 設置場所の地銘・地番 (建物名称)	中央区 大名〇丁目 〇番 号 (住居表示で記入) ((仮称) 福岡市役所 ※建物名が決まっていない場合は仮称で可)		
	ロ.	認定又は適合評価日	: R〇年〇月〇日	
	・建設大臣認定 ・基準(案)適合評価	認定又は適合評価番号	: D-〇〇〇号	
		メーカー	: 株式会社〇〇	
		名称	: 〇〇〇〇	
		型式	: 〇〇型	
	ハ. 工 程	着工予定年月日	: 令和6 年 4月 10日	
		使用開始予定年月日	: 令和6 年 11月 1日	
	ニ. 施 工 業 者	本 体	(投入部、破砕部、分解部、排水部、制御部、その他) ()内は必要に応じて追加・削除してください。 〇×株式会社	
	ホ. 維持管 理業者	本 体	(投入部、破砕部、分解部、排水部、制御部、その他) ()内は必要に応じて追加・削除してください。 〇×△株式会社	
ヘ. 設置場所案内図	別添図－〇のとおり			
ト. 建築物配置図	別添図－〇のとおり			
チ. 排水設備設計図	建築平面図	別添図－〇のとおり		
	排水設備図	別添図－〇のとおり		
	給排水配管図	別添図－〇のとおり		

2	設置施設の仕様 本 体	型 式 : ○○型 認定条件等 : ディスポーザ排水処理システム性能基準（案） （平成16年3月）			
3	ロ. 維持管理体制	保守点検内容及び 維持管理頻度 （ 1回／半年 ）			
	ハ. 点検項目	点検項目	別紙－○のとおり		
	保守点検記録表	使用開始直前保守点検記録表		別紙－○のとおり	
		保守点検記録表		別紙－○のとおり	
4 その他	イ. 維持管理契約書 （注－１）	別紙－○のとおり			
	ロ. 保守点検記録	保管年限 : 3年間			
	ハ. 下水道管理者への報告	報告頻度 : 下水道管理者の指示による。			

（注－１）但し、相当の理由があり維持管理契約書を申請時まで結べない時は、市長が認める場合に限り、「維持管理契約確約書」により確認し、維持管理契約後、この写しを追加するものとする。

なお、この場合維持管理契約は、確認申請後速やかに行うものとする。

※ 必要に応じて、追加・削除を行うこと。

維持管理契約書 記載内容（例）

1. 契約区分 **（新規・継続）** の別
2. 契約年月日 **令和6年11月1日**
3. 設置年月日 **令和6年11月1日**
4. 契約者名 施主（甲） **福岡市役所株式会社 代表取締役 福岡 太郎**
維持管理契約会社（乙） **○□株式会社**
維持管理実施会社（丙） **○×△株式会社（ディスプレイ部のみ）**
(乙が維持管理の全部または一部を丙に委託して実施する場合。)
5. 「乙（丙）は、契約の要綱及び契約の約定に基づき維持管理を行う。」旨の明記。
6. 契約の要綱

	対象機器	品名	○○○○（ディスプレイ部） ○○○○（排水処理部）			
	設置場所	住所	中央区大名○丁目○番○号			
		使用者	福岡市役所株式会社 代表取締役 福岡 太郎	電話	092-***-****	
	維持管理 業務内容	契約内業務	<input checked="" type="checkbox"/> 点検 <input checked="" type="checkbox"/> 整備			
		契約外業務	<input checked="" type="checkbox"/> 故障修理 <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥引抜 <input checked="" type="checkbox"/> 消耗品交換			
	維持管理月 及び回数	回数	○回/年			
		維持管理月	○月	○月	○月	○月
	契約期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日				
	契約料金	○円/年				
	支払条件	支払期日	令和○年○月○日	条件		

7. 契約の約定
 - ① 契約の目的、維持管理の定義
 - ② 契約に含まれない維持管理業務内容
 - ③ 汚泥の引抜
 - ④ 遵守事項
 - ⑤ 作業の実施及び回数
 - ⑥ 作業の終了、料金支払、電源等の提供
 - ⑦ 義務、責任
 - ⑧ 契約の解除、契約の更新、第三者への譲渡
 - ⑨ 有効期間、協議事項
- 必要に応じて追加・削除を行うこと。

「申請者用」

様式 - 1 - 1 (生物処理)

(集合住宅用) [分譲]・[賃貸]

令和〇年 〇月 〇日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(ディスプレイ部)(JSWA規格適合DS-DP-〇〇〇型)
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(排水処理部)(JSWA規格適合DS-TR-〇〇〇型)
を中央区大名〇丁目〇番〇号(建設名称:(仮称)福岡市役所)
に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。
5. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。
6. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
7. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
8. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させます。
9. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
10. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

(戸建て住宅、業務用)

令和〇年 〇月 〇日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型（ディスプレイ部）（JSWA 規格適合 DS-DP-〇〇〇型）
ディスプレイ排水処理システム〇〇型（排水処理部）（JSWA 規格適合 DS-TR-〇〇〇型）
を 中央 区 大名〇 丁目 〇番 号 （建設名称：(仮称) 福岡市役所）
に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。
5. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。
6. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
7. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
8. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。
9. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
10. 処理ができないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの）を当該機器で処理しません。
11. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

「申請者用」

様式 - 1 - 3 (機械処理)

(集合住宅用) [分譲]・[賃貸]

令和〇年 〇月 〇日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(適合評価番号D-〇〇〇号)
を 中央 区 大名〇 丁目 〇番 号(建設名称:(仮称)福岡市役所)
に設置しますので、別添の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
6. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させます。
7. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
8. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して基準(案)に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

(戸建て住宅用)

令和〇年 〇月 〇日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(適合評価番号D-〇〇〇号)
を中央区大名〇丁目〇番号(建設名称:(仮称)福岡市役所)
に設置しますので、別添の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します

記

1. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。
2. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。
3. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存します。
4. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。
6. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。
7. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
8. 処理ができないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器で処理しません。
9. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して基準(案)に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(ディスプレイ部)(JSWA規格適合 DS-DP-〇〇〇型)
ディスプレイ排水処理システム〇〇型(排水処理部)(JSWA規格適合 DS-TR-〇〇〇型)
を 中央 区 大名〇 丁目 〇番 号 (建設名称:(仮称)福岡市役所)
に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

1. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。
2. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。
3. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

「メーカー用」
様式 - 2 - 2 (機械処理)
令和〇年 〇月 〇日

誓 約 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型（ 適合評価番号D-〇〇〇号 ）
を 中央 区 大名〇 丁目 〇番 号（建設名称：(仮称) 福岡市役所）
に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

1. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。
2. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。
3. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。
4. 定期点検をもって基準（案）に適合する水質を維持するものとし、その結果を把握するとともに、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出させます。
5. 排水処理装置からの排水が継続して基準（案）に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うことを了解させます。

様式 - 4 (共通)
(表面)

(集合住宅の使用者用)

令和〇年 〇月 〇日

使用にあたっての遵守事項承諾書

(あて先) 福岡市長

“「ディスポーザ排水処理システム」の取扱いに関する要領”に基づき、
中央 区 大名〇 丁目 〇番 〇号 (建設名称：(仮称) 福岡市役所) に設置された、
基準 (案) に適合する評価 を受けた ディスポーザ排水処理システム〇〇〇〇 の使用にあ
たって、下記の遵守事項について承諾します。

製品名を記入

記

使用者の遵守事項

1. 処理ができないごみ (金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの) を当該機器で処理しないこと。
2. 処理できないごみを当該機器で処理したため、発生する損害について責を負うこと。
3. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
4. 管理組合等が行う当該機器 (共有部) の維持管理に協力すること。
5. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
6. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

様式 - 4 (共通)
(裏面)

氏 名	住 所
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 101号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 102号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 103号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 201号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 202号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 203号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 301号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 302号
〇〇 〇〇	福岡市中央区大名〇丁目〇番〇号 303号

(集合住宅用)

令和〇年 〇月 〇日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所 福岡市博多区博多駅南〇丁目〇番〇号
地位を継承された者 氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、
中央 区 大名〇 丁目 〇番 号 (建設名称: (仮称) 福岡市役所) に設置された、基
準 (案) に適合する評価 を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (ディスプレイ部) (JSWA 規格適合 DS-DP-〇〇〇型)
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (排水処理部) (JSWA 規格適合 DS-TR-〇〇〇型)
の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
 2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
 3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
 4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 5. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。
 6. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。
 7. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
 8. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
 9. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」又は「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させること。
 10. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
 11. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。
- ※ 維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

(戸建て住宅、業務用)

令和〇年 〇月 〇日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所 福岡市博多区博多駅南〇丁目〇番〇号
地位を継承された者 氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、
中央 区 大名〇 丁目 〇番 号 (建設名称: (仮称) 福岡市役所) に設置された、基
準 (案) に適合する評価 を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (ディスプレイ部) (JSWA 規格適合 DS-DP-〇〇〇型)
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (排水処理部) (JSWA 規格適合 DS-TR-〇〇〇型)
の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
5. 公共下水道への放流水質について、年1回以上の水質検査を行い、市長から水質検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。
6. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。
7. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
8. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
9. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させること。
10. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
11. 処理できないごみ(金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの)を当該機器等で処理しないこと。
12. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の1月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。

(集合住宅、戸建て住宅用)

年 月 日

維持管理に関する地位継承確認書

(あて先) 福岡市長

維持管理に関する 住所 福岡市博多区博多駅南〇丁目〇番〇号
地位を継承された者 氏名 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

“「ディスプレイ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、
中央 区 大名〇 丁目 〇番 号 (建設名称: (仮称) 福岡市役所) に設置された、基
準 (案) に適合する評価を受けたディスプレイ排水処理システム〇〇型 (適合評価番号
D-〇〇〇号) の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継し
ました。

記

遵守事項

1. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。
 2. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
 3. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。
 4. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 5. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。
 6. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。
 7. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させること。
 8. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
 9. 処理できないごみ (金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの) を当該機器等で処理しないこと。
 10. 当該機器の定期点検を年1回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出すること。また、排水処理装置からの排水が継続して基準 (案) に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うこと。
- ※ 維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

「申請者用」

(集合住宅用)

令和〇年 〇月 〇日

維持管理業務委託契約 確約書 (例)

あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡県福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
氏名 福岡市役所株式会社 代表取締役社長 福岡 太郎

排水設備新設にあたり、基準(案)に適合する評価を受けた
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (ディスプレイ部) (JSWA 規格適合 DS-DP-〇〇〇型)
ディスプレイ排水処理システム〇〇型 (排水処理部) (JSWA 規格適合 DS-TR-〇〇〇型)
を中央区 大名〇丁目 〇番 号 (建設名称: (仮称) 福岡市役所) に設置いたしま
すが、下記の理由により排水設備計画確認申請書提出時までに維持管理業務委託契約を締
結することができませんでした。

そこで、維持管理業務委託契約は建物完成後使用開始までには行わないものとし、契約締結
後は速やかに「維持管理業務委託契約書」の写しを市へ提出することを確約いたします。

記

理由記入欄

本施設は共同住宅であり、管理組合がまだ設置されていないため。

令和 ○年 ○月 ○日

使 用 確 認 書

(あて先) 福岡市長

申請者 住所 福岡市中央区天神○丁目○番○号

氏名 福岡市役所株式会社
代表取締役社長 福岡 太郎

下記申請場所に切替マスおよび汚水貯留槽を設置します。

切替マスおよび汚水貯留槽の使用については、関係法令に基づき、当方にて適切に維持管理・使用を行います。

記

申請場所 福岡市中央区大名○丁目○番

切替マス設置数 1 箇所

汚水貯留槽設置数 1 箇所

令和〇年 〇月 〇日

排水槽設置(改築)届

あて先)福岡市長

設置者 住所 福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号
 氏名 福岡市役所株式会社
 代表取締役社長 福岡 太郎
 TEL 092-***-****

下記のとおり排水槽を(新設)、改築)しますので、関係資料を添付のうえ、届出ます。

設備の場所	中央 区 大名 〇 丁目 〇 番 号								
建築物の名称等	(仮称)福岡市役所								
排水槽の種類	該当する排水槽について、()に台数を記入する。 汚水槽(2) 雑排水槽(1) 合併槽() 湧水槽() 排水調整槽()								
厨房排水の流入	有(無)				地下階への1日あたり排水量(m3) 別紙のとおり				
計画時間最大排水量(m3)	別紙のとおり				同 給水時間(h) 別紙のとおり				
排水槽の構造	槽の大きさ(m)						ピット底からの深さ(m)		有効容量
種類	縦	横	深さ	吸込みピットの寸法(LWH)	底部勾配	始動水位	停止水位	(m3)	
汚水槽①	2	2	2	0.5*0.5*0.5	1/15	0.3m	1.5m	4.1m3	
汚水槽②	2	2	2	0.5*0.5*0.5	1/15	0.3m	1.5m	2.5m3	
雑排水槽	2	2	2	0.5*0.5*0.5	1/15	0.3m	1.5m	3.0m3	
曝気・攪拌装置の有無と設置する排水槽	無し				メーカー・型式 メーカー:〇〇株式会社 型式:*****				
排水ポンプ	吐出量(L/分)	口径(mm)	揚程(m)	出力(Kw)	台数	メーカー	型式	タイマー制御の有無	
汚水槽①	100	50	12	3.5	1	**	**	(有)	無
汚水槽②	75	40	10	2.5	1	**	**	(有)	無
雑排水槽	100	50	12	3.5	1	**	**	(有)	無
								有	無
								有	無

維持管理計画

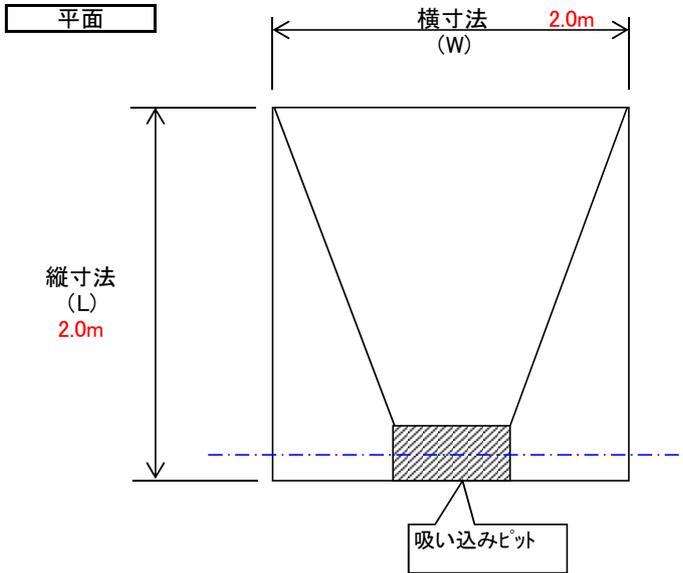
定期清掃の頻度	3 回/年		定期点検	2 回/年	
管理会社(予定)	〇〇株式会社		連絡先	***-****	

添付資料 位置図、排水槽構造図、有効容量計算書、ポンプ等設備図、その他()

福岡市記入欄

	受付日	受付番号	確認番号	台帳登録

有効容量計算書 (参考例)



「計画諸元」

当該排水槽に流入する時間最大排水量

Q= 5 m³

当該排水槽に流入する1日あたりの平均排水量

A= 15 m³

当該排水槽に流入する1日あたりの給水時間

B= 8 h

$$\frac{A}{B} \times 2.0 \sim 2.5 = 3.8 \sim 4.7 \text{ m}^3$$

「排水槽の容量」

槽部 2.0m*2.0m*(1.5m-0.5m)=4.0m³

ピット部

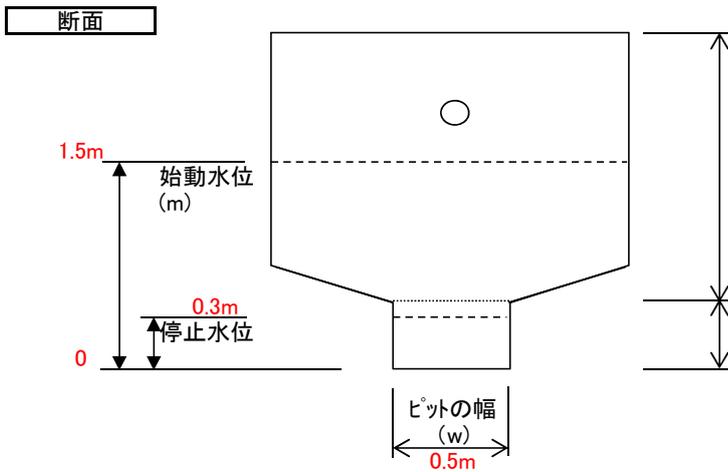
0.5m × 0.5m × (0.5m - 0.3m) = 0.05 m³

計 V= 4.05 m³

V < (A/B) × Q となっているか

槽の深さ (H) 2.0m

吸い込みピットの深さ(h) 0.5m



卷末資料 5

公共枿及び取付管設置基準・条件等

公共樹及び取付管設置申請について

道路下水道局下水道管理課

1. 公共樹等設置基準<参考>

<公共樹の設置基準>

原則として1筆に1個(1宅地に1個)を設置する。

- (1) 公共樹の1宅地に1個の考え方
 - ① 1筆に1個とする。
 - ② 2筆以上あっても建物が1つであれば1宅地とする。
- (2) 公共で設置する場合
 - ① (1)に該当した未整備宅地。
 - ② 分筆により増えた宅地。
 - ③ 複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数(樹の数)より増えた宅地。
 - ④ 公共雨水樹については、分流地域で官民境界に雨水公共下水道(U型側溝等)が整備されていない宅地。
- (3) 自費で設置する場合
 - ① 整備済みで、宅地側の都合により、新たに必要となった場合。
 - ② 宅地形状の変更等により、既設公共樹(側溝等)が使用できなくなった場合。
 - ③ その他必要な場合。

*原則として、不要となった既設公共樹は撤去

2. 公費(下水道管理課)で設置できる【公共樹(汚水・雨水)及び取付管の】設置条件

【開発行為以外の場合】

■下水道管理課で設置できる公共樹(汚水・雨水)は、次の条件を”すべて満たす”こと。

- (1) 公共下水道事業計画区域内であること。
- (2) 申請する土地に対する公共樹及び取付管がないこと。
- (3) 申請受付より公共樹設置までの期間が2ヶ月以上確保できること。
(年末や年度末等の申請が多い時期は、申請順で施工するため上記以上の期間が必要です)
- (4) 取付管延長が10m未満であること。
- (5) 取付管径がφ150mmであること。
- (6) 地盤面から本管の管頂までの深さ(掘削深)が2.8m未満であること。
- (7) 汚水樹については、樹深が1.5m未満であること。
- (8) 雨水樹については、敷地内からの排水管の深さが下記の深さ以下であること。
標準雨水樹：590mm L型側溝用雨水樹(MB型雨水樹)：530mm
※ただし、接続先の雨水公共下水道が上記の深さより浅い場合は、それに伴う深さとする。
- (9) カラー舗装(着色骨材使用)や排水性舗装等の特殊舗装道路でないこと。
(アスファルト舗装道(A,B,C,D,歩道舗装、透水性舗装)、インターロッキングブロック舗装、すべり止め舗装、路面カラー塗装(熔融式、緑色のみ)は対応可能)
- (10) 河川占用許可、国道占用許可等の許可申請が必要でないこと。
- (11) 取付管が水路や側溝等の下を通る場合は、水路や側溝等を含めた下越総延長が1.5m未満であること。
- (12) 地下埋設物が支障とならないこと。
- (13) その他特殊な事情がないこと。

【開発行為の場合】

■下水道管理課で設置できる公共樹(汚水・雨水)は、上記の条件及び次の条件を”すべて満たす”こと。

- (1) 申請受付より公共樹設置までの期間が2ヶ月以上確保できること。
(開発工事が完成した後、公共下水道への接続までに6ヶ月以上の期間があるものは、各下水道課^{*1}対応)
- (2) 1つの開発行為に対し、市が設置する公共樹は、1個までとする。
- (3) 現況市道で既設の公共下水道本管(汚水本管、雨水本管、側溝等)がある道路に設置するもの。
(現況市道であっても、開発にかかる工事において公共下水道本管を新設する場合は対象外とする)

「上記条件に該当しない場合」および「着手後に地下埋設物が支障となることが判明し、埋設物の移設が必要となった場合」は、各下水道課^{*1}での対応となるため、最低1年以上の期間が必要ですので、早めの協議をお願いします。

※¹ 各下水道課

・東部下水道課(東区、博多区) ・中部下水道課(中央区、南区) ・西部下水道課(城南区、早良区、西区)

裏面につづく

3. 提出書類

- (1) 公共樹及び取付管設置申請書（オンライン申請の場合は不要）
- (2) 現況断面図
- (3) 縦断図 ※公共雨水樹、縦断占用の場合のみ
- (4) 位置図
- (5) 字図
 - ①福岡市 Web まっぷで取得した字図でも可能
 - ②分筆登記中の場合は、法務局の『受付のお知らせ』と地番が分かる『関連資料(例:地籍測量図)』でも可能
- (6) 下水道台帳施設平面図（「水洗化状況」「分流化告示区域」を表示）
- (7) 排水設備新設等計画確認申請書の鏡と図面の写し
又は、排水設備計画が確実に実施されることが確認できるもの（例:建築確認申請、念書など）
- (8) 現地写真（既設下水道本管と新設取付管の位置を記入）

4. 注意事項

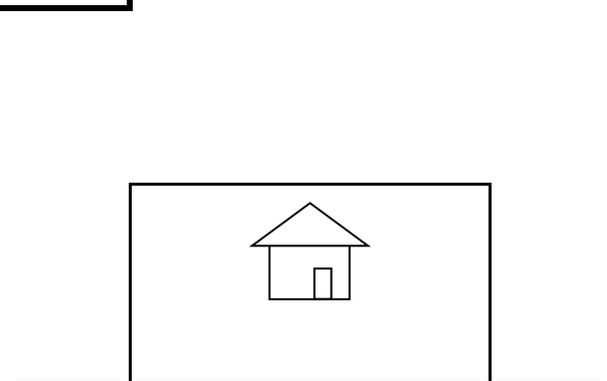
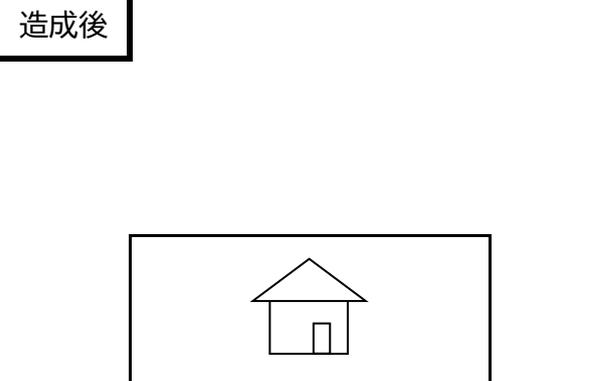
- (1) 公共樹の設置位置は、現地状況等により変わることがありますので、十分留意して下さい。
- (2) 工事着手後、基準及び条件に沿わないことが判明した場合、公共樹が設置出来なくなるため、事前に十分な調査をお願いいたします。
- (3) 「公共樹及び取付管設置申請書」を受付後、申請内容に誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。

5. 公費(下水道管理課)の申請受付期間

- (1) 年度内施工分 4月1日～11月30日
(期間内の受付であっても、以下の条件により年度内に設置出来ない場合があります)
 - ①予算の範囲を超えた場合
 - ②年度末に工事(樹設置件数)が集中した場合
 - ③その他、特殊な事情が発生した場合
- (2) 次年度施工分 12月1日～3月31日（準備期間が必要なため、公共樹設置は5月中旬以降）

公共柵公費設置例

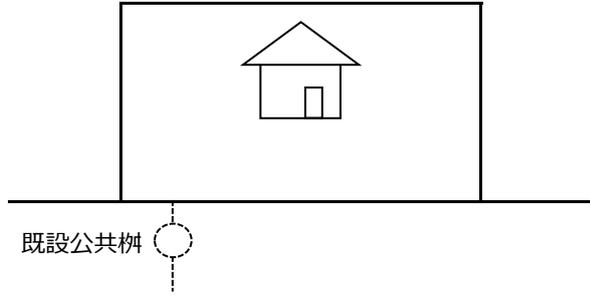
令和 7 年 4 月
下水道管理課

1-(2)-1 例1 公共柵が未整備の宅地(既設取付管なし)		設置可
造成前	造成後	
 <p>駐車場</p> <p>既設公共柵なし 既設取付管なし</p>	 <p>新設公共柵 (設置可)</p> 	
1-(2)-1 例2 公共柵が未整備の宅地(既設取付管あり)		設置不可
造成前	造成後	
 <p>駐車場</p> <p>既設公共柵なし 既設取付管あり</p>	 <p>既設公共柵なし 既設取付管あり</p> <p>新設公共柵 (設置不可)</p> 	

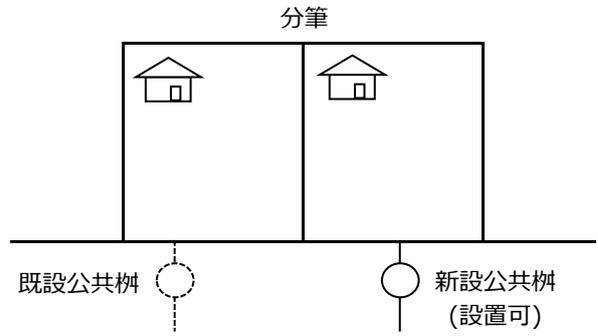
1-(2)-2 例
分筆により増えた宅地

設置可

造成前



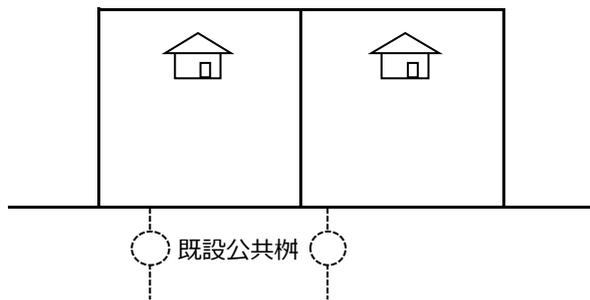
造成後



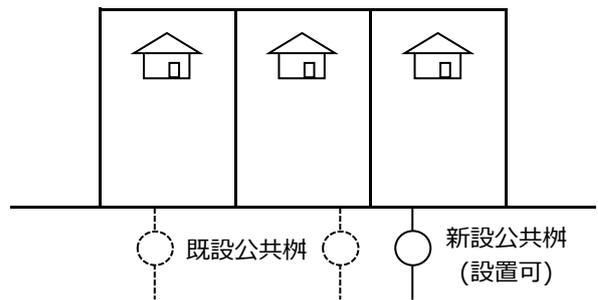
1-(2)-③ 例1
複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数(樹
の数)より増えた宅地。

設置可

造成前



造成後

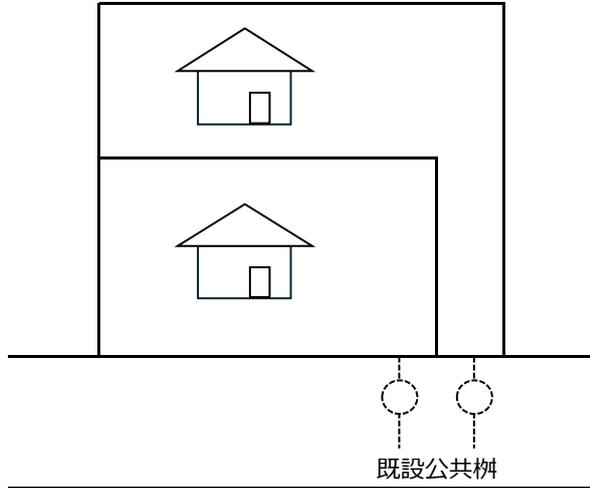


1-(2)-③ 例2

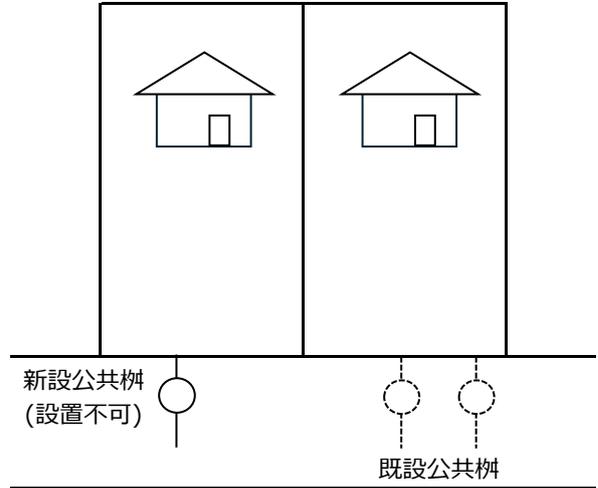
複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数(樹の数)より増えていない宅地。

設置不可

造成前



造成後

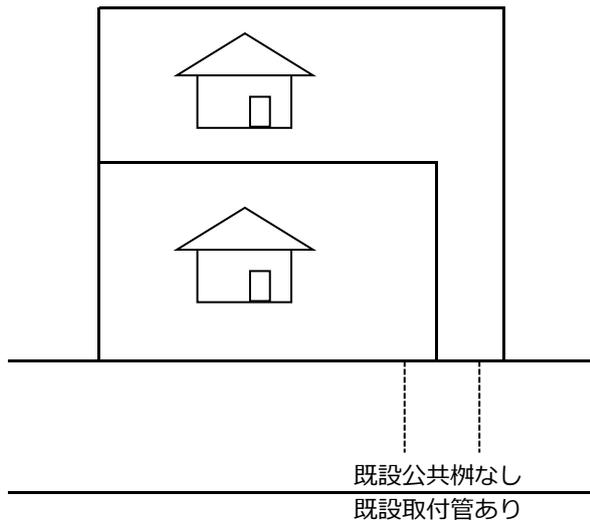


1-(2)-③ 例3

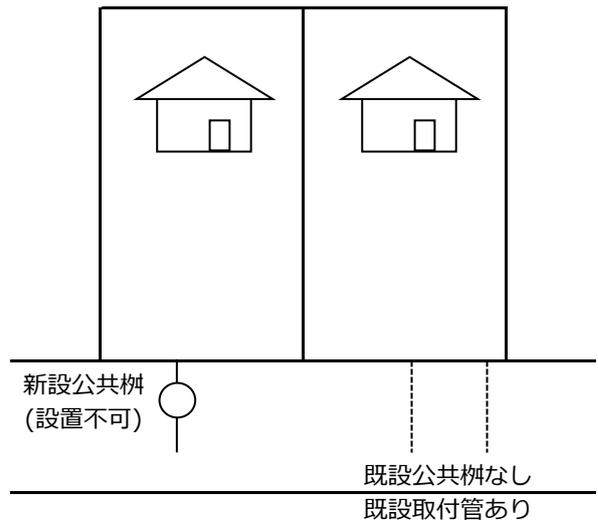
複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数(樹の数)より増えていない宅地

設置不可

造成前



造成後

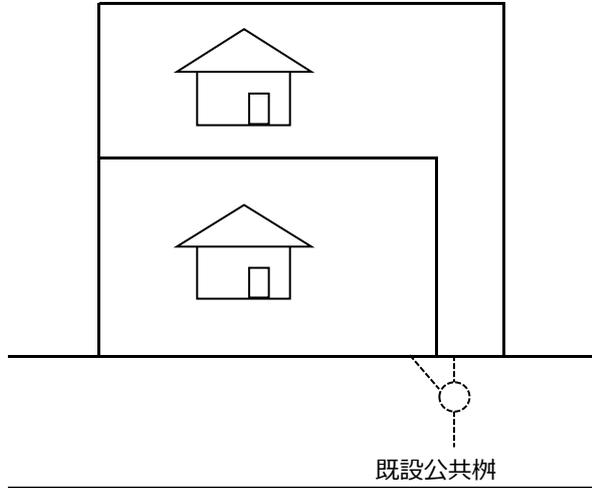


1-(2)-③ 例4

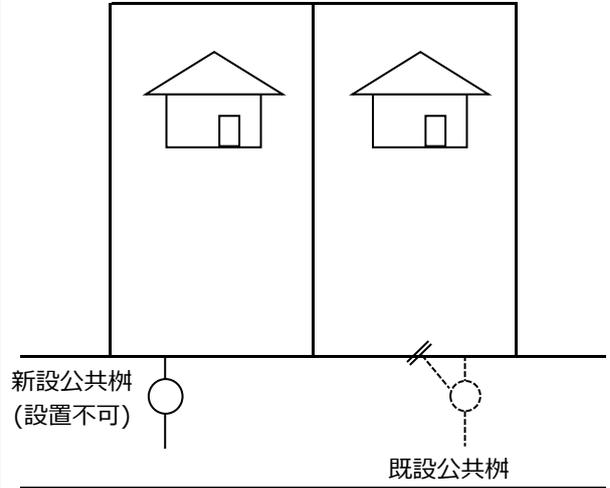
複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数(樹の数)より増えていない宅地。

設置不可

造成前



造成後

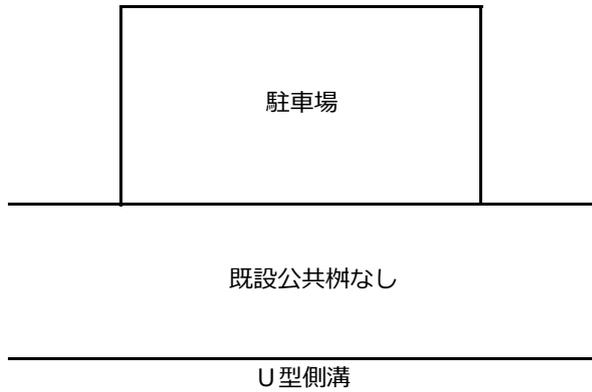


1-(2)-④ 例1

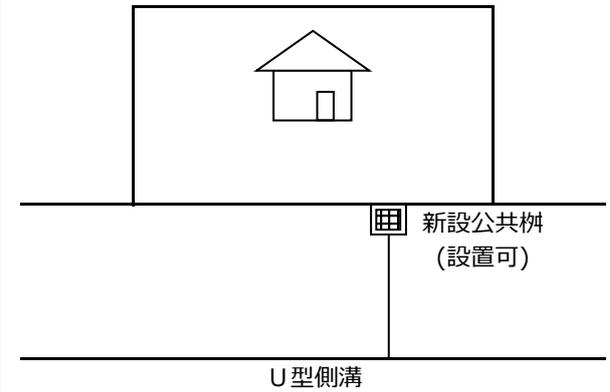
分流地域で官民境界に雨水公共下水道(U型側溝等)が整備されていない宅地

設置可

造成前



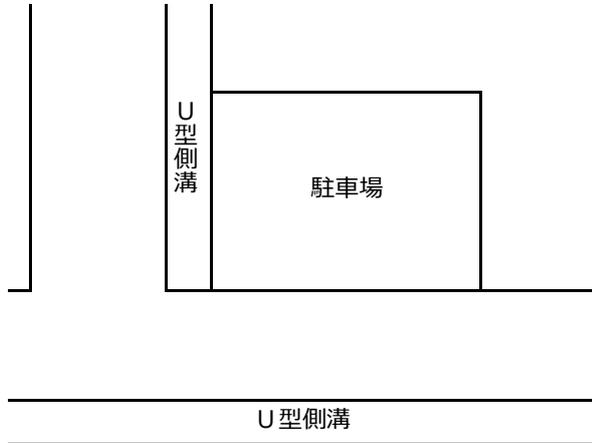
造成後



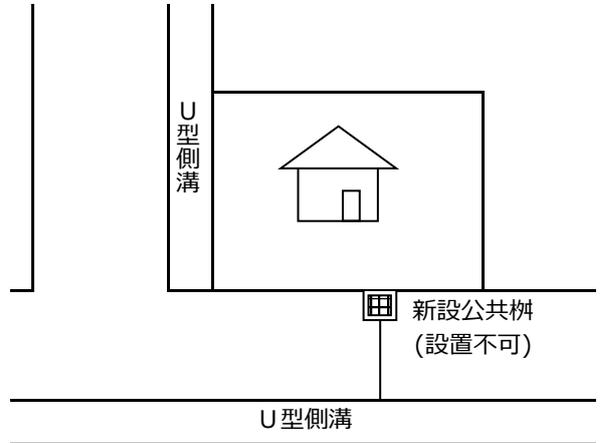
1-(2)-④ 例2
 分流地域で官民境界に雨水公共下水道(U型側溝等)が整備されている宅地

設置不可

造成前



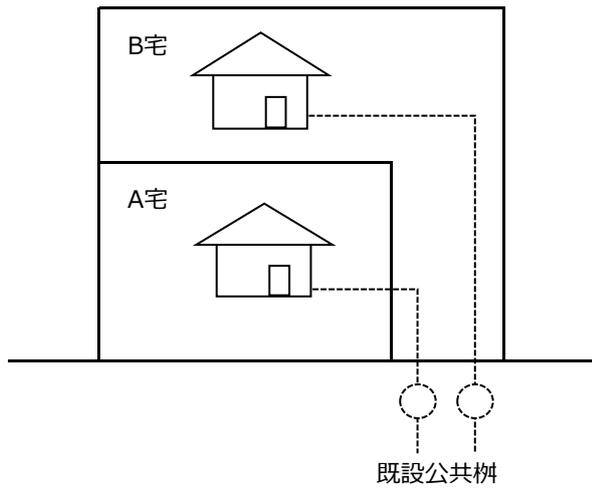
造成後



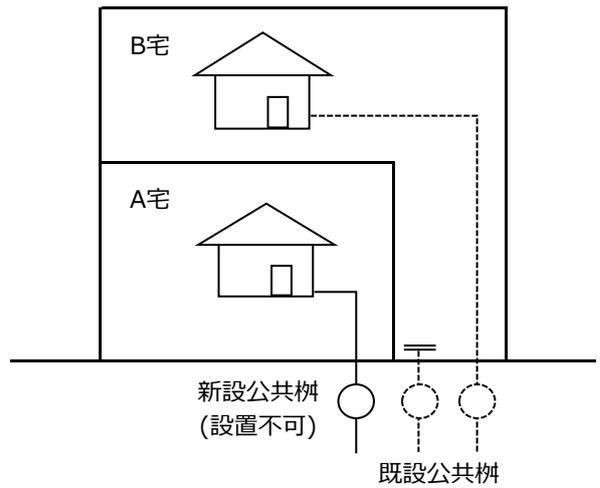
1-(3)-① 例1
 隣地の土地に排水設備(公共樹)が越境している宅地

設置不可

当初



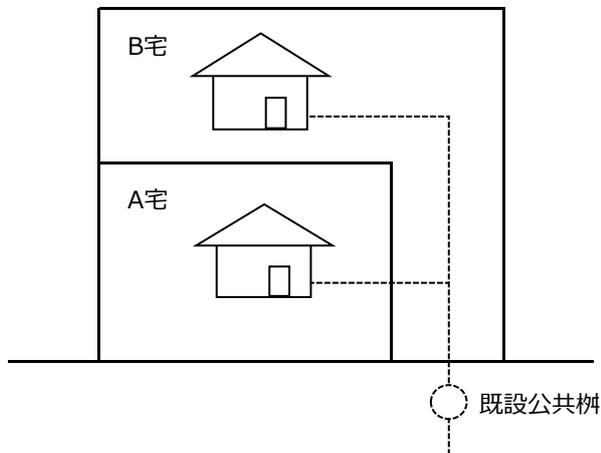
変更



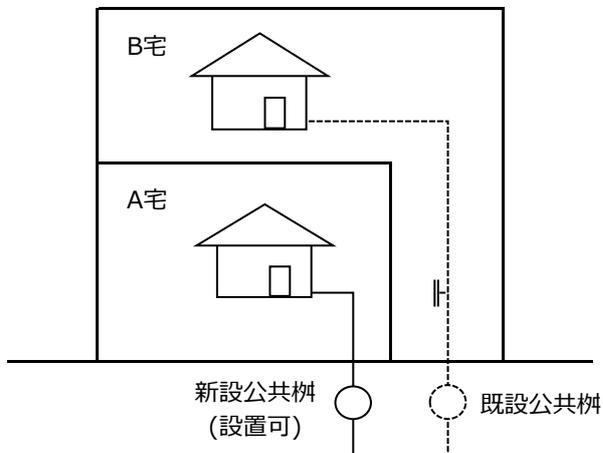
1-(3)-① 例2
隣地の排水設備(公共枵)を利用している宅地

設置可

当初



変更

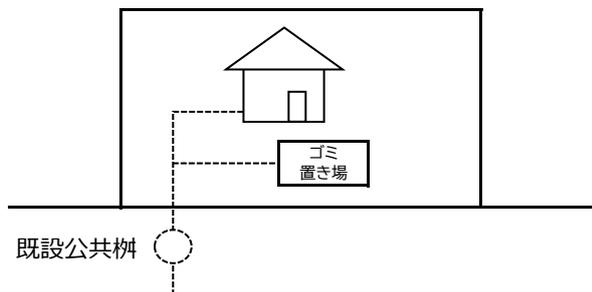


A宅の公共枵は未整備のため、設置可

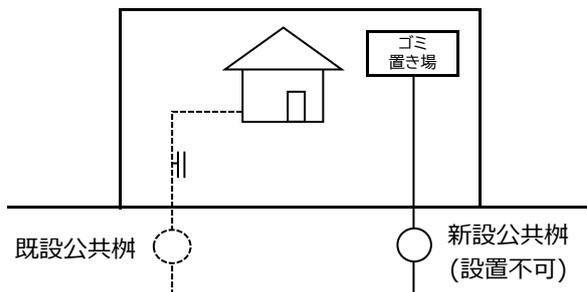
1-(3)-① 例3
排水設備の移設に伴い、既設公共枵が使用できなくなった場合

設置不可

当初



変更

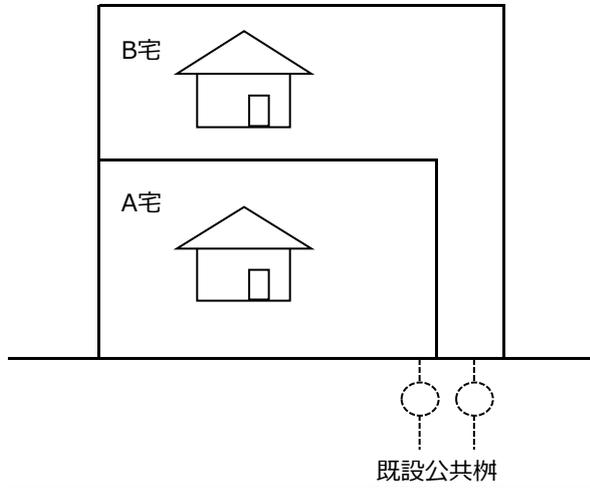


※土地の筆が分かれている場合でも設置不可

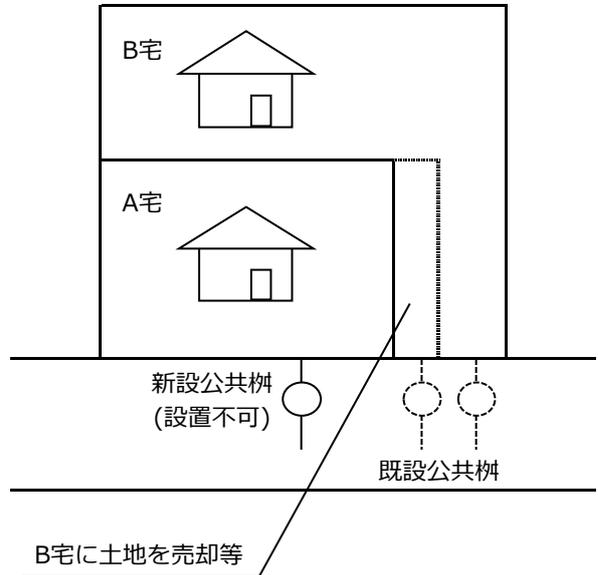
1-(3)-② 例
宅地形状の変更により、既設公共柵が使用できなくなった場合

設置不可

当初



変更



公共枿及び取付管設置申請のオンライン受付について

●公共枿及び取付管設置申請は新電子申請システムでの申請を受付けております。(窓口による書面受付も可能です。)

●申請前に、HP 掲載の申請条件・様式等の確認を十分に行ってください。

- ・公共枿及び取付管設置（設置基準、条例等）
- ・公共枿及び取付管設置申請書
- ・念書（排水設備計画未定時の参考様式）

1. 申請先方法

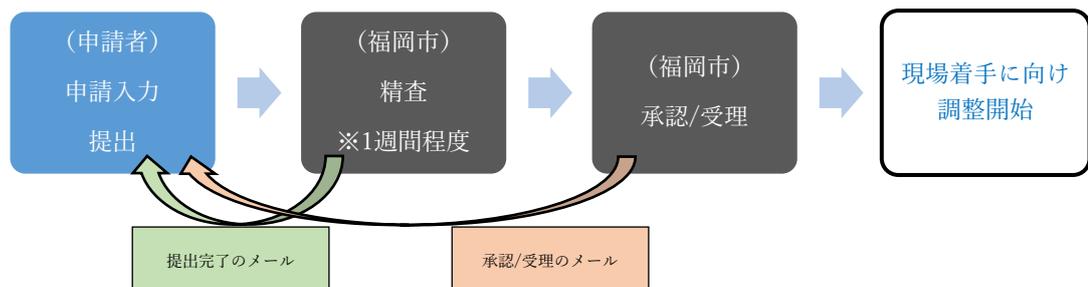
下記 URL 開きログイン※、手順に沿って必要事項の入力、必要データの添付

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/kokyomasuoyobitoritukekansettisinsei>

※Google アカウント、LINE アカウント、Graffer アカウントにてログインが可能です。

Graffer アカウントであれば、申請に不備があった際、申請履歴から再申請が可能とな為、入力作業が軽減されます。

2. 申請の流れ



※お急ぎの場合や、精査期間の2週間を超過しても本市から返信がない場合は、下記迄ご連絡ください。

道路下水道局 管理部 下水道管理課 TEL092-711-4534

※本市よりメールにて返信を行う場合がありますので、メールの受信設定をされている場合は、次のドメイン指定解除を行ってください。【@city.fukuoka.lg.jp】【@mail.graffer.jp】

卷末資料 6

電子申請方法について

排水設備新設等計画確認申請/排水設備新設等工事完了届のオンライン受付について

●『排水設備新設等計画確認申請』『排水設備新設等工事完了届』は新電子申請システムでの申請を受け付けております。

●申請前に、HP 掲載の様式等の確認を十分に行ってください。

- ・排水設備新設等計画確認申請書【様式第1号】
- ・排水設備新設等工事完了届書【様式第2号】
- ・現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他の申し出事項届出書【様式-2】
- ・現地完了検査立会委任状(参考)
- ・屋外排水設備検査申請兼報告書
掲載ページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro->

[gesuido/hozen/hp/02/haisuisetubikouzinadonikannsurusinnseitokedeyousiki.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/hozen/hp/02/haisuisetubikouzinadonikannsurusinnseitokedeyousiki.html)

1. 申請先方法

下記 URL 開きログイン※、手順に沿って必要事項の入力、必要データの添付

排水設備新設等計画確認申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/haisuisetubisinsetutoukeikakukakuninsinsei>

排水設備新設等工事完了届

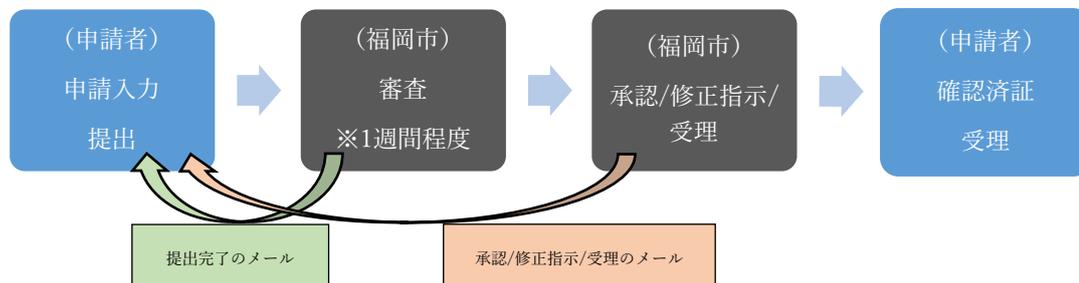
<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/haisuisetubisinsetutoukouzikanryoutodoke>

※Google アカウント、LINE アカウント、Graffer アカウントにてログインが可能です。

Graffer アカウントであれば、申請に不備があった際、申請履歴から再申請が可能の為、入力作業が軽減されます。

2. 申請の流れ

【排水設備新設等計画確認申請】



【排水設備新設等工事完了届】



詳細な流れについては下記をご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/hozen/hp/02/connect.html>

3. 【重要】申請内容修正について

申請内容について、修正指示や内容確認があった際、Graffer を介してメールが届きます。申請者は、対象箇所の修正等を行い下記内容にて再提出をお願いします。

送り先: gekanshinsei.RSB@city.fukuoka.lg.jp
件名: 【確認申請】000000000000 (〇〇宛)
↑申請ID ↑市担当者(修正指示に記載)
添付: 対象箇所のデータ (PDF)

※精査期間の2週間を超過しても本市から返信がない場合は、下記迄ご連絡ください。

道路下水道局 管理部 下水道管理課 TEL092-711-4534

※本市よりメールにて返信を行う場合がありますので、メールの受信設定をされている場合は、次のドメイン指定解除を行ってください。【@city.fukuoka.lg.jp】【@mail.graffer.jp】

卷末資料 7

駐車場等の雨水表面排水について

下管 第550号
平成21年2月2日

福岡市排水設備指定工事店 各位

道路下水道局下水道施設部下水道管理課長

駐車場等の雨水（表面排水）について（通知）

日頃より、本市下水道事業にご協力いただきありがとうございます。

標記の件については、先般、駐車場の雨水（表面排水）が道路上に直接流出し、通行に影響を与える程の事例が起っています。

このため、建物等の新築の際には、建物以外の雨水排水についても十分配慮していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、排水設備新設等計画確認申請においては、道路に影響を及ぼさないよう計画がなされているかを併せて確認しますので、申請図作成においては、駐車スペース等（駐車場の位置、大きさがわかるように記入）、約30m²毎に表面排水の流れ方向、表面排水勾配を記入していただき、車の乗入れ部がある場合は、乗入れ範囲がわかるように記入していただきますようお願いいたします。

卷末資料 8

重要変更

排水設備新設等計画確認申請書における重要変更について

道路下水道局下水道管理課

○根拠法令：福岡市下水道条例 第6条

排水設備（これらに接続する除外施設を含む。以下この章において同じ。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請の内容を変更しようとするときは、市長に届け出てその確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあたっては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

○これまでに通知している重要変更の例（平成13年1月通知文書を参考）

1. 排水設備に係る建物用途の変更

住居、事業場（店舗、加工場、製造所等）、事務所等の用途を一部でも変更する場合
(例)

- ・住居から店舗または店舗付き住宅へ用途変更
- ・事業場から住宅へ用途変更
- ・事業場の取扱い内容の変更
- ・事務所から住居へ用途変更
- ・新たに特定施設を設置した場合又は計画変更により特定施設に該当する規模になった場合等

2. 公共下水道への接続箇所の変更

公共樹等（取付管のみ、雨水樹等を含む）への接続箇所を変更する場合。
(例)

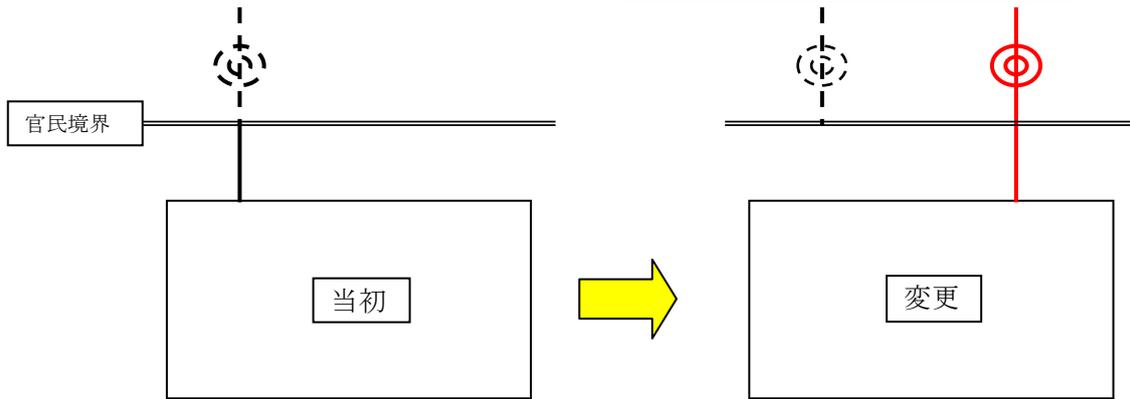
- ・既存の公共樹等に接続するよう当初計画していたが、新たに公共樹等を設置し、それに接続する。
- ・公共樹等が2箇所以上（A箇所、B箇所……）あり、当初計画では接続箇所をA箇所のみとしていたがB箇所のみに変更する。またはA,B箇所の両方に変更する。
- ・公共樹等の位置が当初計画で誤っており、位置を変更する。
- ・公共樹に接続するよう当初計画していたが、現地には取り付け管のみで樹がない場合。（流末「下水道本管」の確認を要する）

3. 合流式区域における雨水・汚水の合流箇所の変更

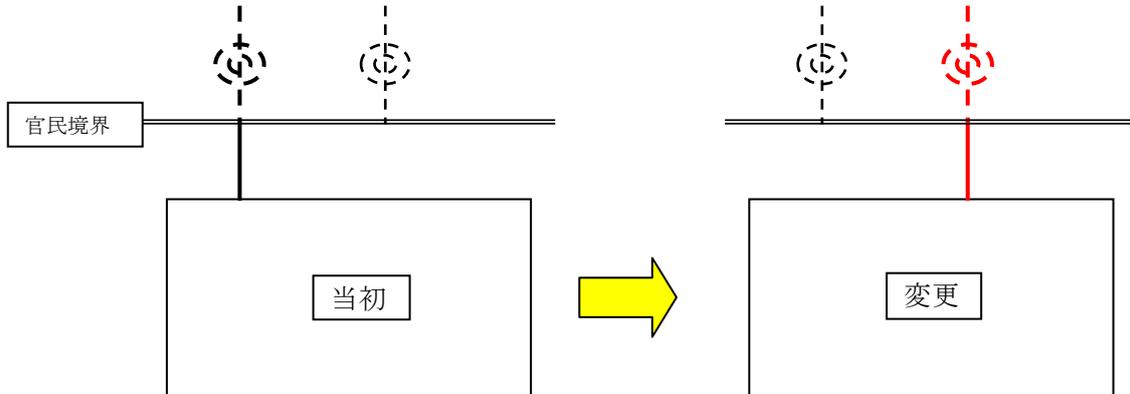
合流式区域にあたっては、原則として汚水及び雨水を宅地内の最終樹前まで分離し、最終樹で同一管にまとめて下水道に放流することとしているが、やむを得ず雨水・汚水の合流箇所の変更をする場合、または宅地内で合流せずに雨水を公共雨水樹等に接続する場合。

検査時に、重要変更該当することが判明した場合は、変更申請書に「理由書」を添付すること。

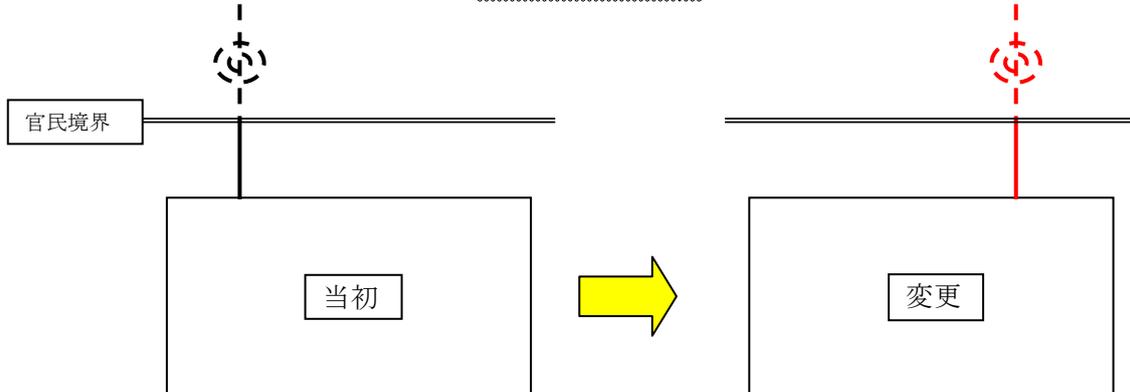
A) 公共樹を新設し接続する。参考図



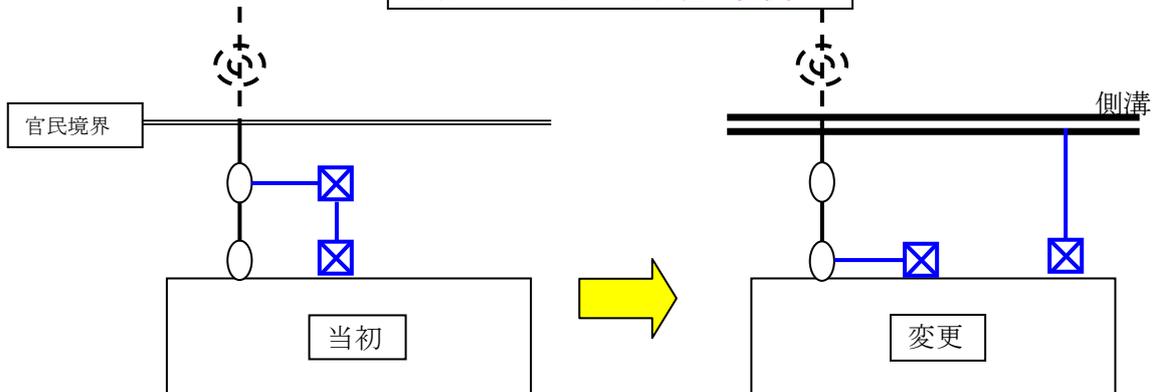
B) 2箇所以上ある公共樹の接続箇所を変更する。



C) 公共樹の位置が間違っていた場合 (明らかな調査不足)。



合流区域における合流箇所変更



宅地内で汚水と雨水の合流箇所を変更させる場合 (雨水で公共樹から側溝への取付位置変更も含む)

卷末資料 9

グリース阻集器容量計算

グリース阻集器の容量計算 (SHASE-S217-2016)

<店舗全面積に基づく選定方法>

- ①食種及び店舗全面積を確認する。
- ②流入流量を算出する。
- ③阻集グリース及び堆積残さの質量を算出する。
- ④許容流入流量が②の値以上、かつ標準阻集グリースの質量が③の値以上となる阻集器を選定する。
※グリース阻集器は3槽式以上を選定すること。

1. 流入流量の計算

$$Q = A \times W_m \times (n/n_0) \times (1/t) \times k$$

- Q : 流入流量 (L/min)
A : 店舗全面積 (m²)
W_m : 店舗全面積 1 m²・1日当たりの使用水量 (L/(m²・日)) ※表1参照
n : 回転数 (人/(席・日)) ※表2参照
n₀ : 補正回転数 (人/(席・日)) ※表3参照
t : 1日当たりの厨房使用時間 (min/日) ※表1参照
k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率 (倍) ※表1参照

2. 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b$$

- G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 (kg)
G_u : 阻集グリースの質量 (kg)
G_b : 堆積残さの質量 (kg)

(1) 阻集グリースの質量

$$G_u = A \times g_u \times (n/n_0) \times i_u \times 1/1000$$

- G_u : 阻集グリースの質量 (kg)
A : 店舗全面積 (m²)
g_u : 店舗全面積 1 m²・1日当たりの阻集グリースの質量 (g/(m²・日)) ※表1参照
n : 回転数 (人/(席・日)) ※表2参照
n₀ : 補正回転数 (人/(席・日)) ※表3参照
i_u : 阻集グリースの清掃周期 (日) ※表2参照
1/1000 : G_uを求めるための単位の換算係数 (kg/g)

(2) 堆積残さの質量

$$Gb = A \times gb \times (n / n_0) \times ib \times 1/1000$$

- Gb** : 堆積残さの質量 (kg)
A : 店舗全面積 (㎡)
gb : 店舗全面積 1 ㎡・1 日当たりの堆積残さの質量 (g/ (㎡・日)) ※表 1 参照
n : 回転数 (人/ (席・日)) ※表 2 参照
n₀ : 補正回転数 (人/ (席・日)) ※表 3 参照
ib : 堆積残さの清掃周期 (日) ※表 2 参照
1/1000 : Gb を求めるための単位の換算係数 (kg/g)

表 1 各因子の標準値

食種	因子	W _m	t※	k	g _u	g _b
		店舗全面積 1 ㎡・1 日当たりの使用水量 (L/ (㎡・日))	1 日当たりの厨房使用時間 (min/日)	危険率を用いて定めたとときの流量の平均流量に対する倍率 (倍)	店舗全面積 1 ㎡・1 日当たりの阻集グリースの質量 (g/ (㎡・日))	店舗全面積 1 ㎡・1 日当たりの堆積残さの質量 (g/ (㎡・日))
中国 (中華) 料理		130	720	3.5	18.0	8.0
洋食		95			9.5	3.5
和食		100			7.0	2.5
ラーメン		150			19.5	7.5
そば・うどん		150			9.0	3.0
軽食		90			6.0	2.0
喫茶		85			3.5	1.5
ファーストフード		20			3.0	1.0
社員・従業員食堂		90	600		6.5	3.0
学生食堂		45			3.0	1.0

※1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりの厨房使用時間としてもよい。

表 2 回転数の標準値と清掃周期の推奨値

食種	n : 回転数	清掃周期 (日)	
	(人/ (席・日))	i _u : 阻集グリース	i _b : 堆積残さ
中国 (中華) 料理	5.0	7	30
洋食	4.5		
和食	5.0		
ラーメン・そば・うどん	5.0		
軽食	7.0		
喫茶	8.0		
ファーストフード	8.0		
社員・従業員食堂	4.0		
学生食堂	4.0		

表 3 補正回転数の標準値

食種	厨房を含む店舗全面積 (㎡) ※																
	補正回転数 (n0)																
	25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500
中国 (中華) 料理	-	-	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	-	-	-	-	-	-
洋食	-	-	-	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	-	-
和食	-	-	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	-	-	-	-	-	-
ラーメン	-	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そば・うどん	-	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ファースト フード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-
社員・従業員 食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5
学生食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5

※ 店舗全面積の値が表中の中間となる場合は、比例補正して求める。

<利用人数に基づく選定方法>

- ①食種及び利用人数（延べ人数＝食数）を確認する。
- ②流入流量を算出する。
- ③阻集グリース及び堆積残さの質量を算出する。
- ④許容流入流量が②の値以上、かつ標準阻集グリースの質量が③の値以上となる阻集器を選定する。
※グリース阻集器は3槽式以上を選定すること。

1. 流入流量の計算

$$Q = N \times Wm' \times (1/t) \times k$$

- Q : 流入流量 (L/min)
N : 1日当たりの利用人数 (人/日)
Wm' : 利用人数1人当たりの使用水量 (L/人) ※表4参照
t : 1日当りの厨房使用時間 (min/日) ※表4参照
k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率 (倍) ※表4参照

2. 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = Gu + Gb$$

- G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 (kg)
Gu : 阻集グリースの質量 (kg)
Gb : 堆積残さの質量 (kg)

(1) 阻集グリースの質量

$$Gu = N \times gu' \times iu \times 1/1000$$

- Gu : 阻集グリースの質量 (kg)
N : 1日当たりの利用人数 (人/日)
gu' : 利用人数1人当たりの阻集グリースの質量 (g/人) ※表4参照
iu : 阻集グリースの清掃周期 (日) ※表2参照
1/1000 : Guを求めるための単位の換算係数 (kg/g)

(2) 堆積残さの質量

$$Gb = N \times gb' \times ib \times 1/1000$$

- Gb : 堆積残さの質量 (kg)
N : 1日当たりの利用人数 (人/日)
gb' : 利用人数1人当たりの堆積残さの質量 (g/人) ※表4参照
ib : 堆積残さの清掃周期 (日) ※表2参照
1/1000 : Gbを求めるための単位の換算係数 (kg/g)

表 4 各因子の標準値

食種	因子	Wm'	t※	k	gu'	gb'
	利用人数 1 人当 たりの使用水量 (L/人)	1 日当 たりの厨房使用 時間 (min/日)	危険率を用いて定めた ときの流量の平均流量に 対する倍率 (倍)	利用人数 1 人当 たりの阻集グリース の質量 (g/人)	利用人数 1 人当 たりの堆積残さの質 量 (g/人)	
中国（中華）料理	80	720	3.5	11.0	5.0	
洋食	80			8.0	3.0	
和食	80			5.5	2.0	
ラーメン	50			6.5	2.5	
そば・うどん	50			3.0	1.0	
軽食	45			3.0	1.0	
喫茶	25			1.0	0.5	
ファーストフード	10			1.5	0.5	
社員・従業員食堂	50	600		3.5	1.5	
学生食堂	25			1.5	0.5	
学校給食	15	480		0.7	0.3	

※1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりの厨房使用時間としてもよい。

表 1～4 (公社) 空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」 参照

グリース阻集器の容量計算における食種および算定方法について（参考）

◆飲食店

ジャンル	具体例	算定方法	食種
中華料理	中華料理、餃子店	面積 or 人数	中国(中華)料理
肉料理	焼肉店、焼き鳥屋、もつ焼屋		
食堂・レストラン	大衆食堂、定食屋、ファミリーレストラン	面積 or 人数	洋食
鉄板焼き	もんじゃ/お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店		
外国料理	洋食、フレンチ、イタリアン、インド料理店、エスニック料理店、ハンバーガー/フライドチキン店（非チェーン店）		
パン・洋菓子	パン屋、クレープ店、ケーキ店、ドーナツ店	面積 or 人数	和食
日本料理	郷土料理店、懐石料理店、割烹料理店、料亭、沖縄料理店、		
海鮮料理	寿司店、カニ料理店、川魚料理店		
揚物	とんかつ屋、てんぷら料理店		
鍋物	しゃぶしゃぶ店、ちゃんこ鍋店、すき焼き店、にぎりめし屋		
丼物	牛丼店、うなぎ料理店、釜飯屋		
酒場	居酒屋、おでん屋、大衆酒場、ダイニングバー、ビヤホール	面積 or 人数	ラーメン
麺類（中華）	ラーメン店、ちゃんぽん店		
麺類（和食）	そば屋、うどん店	面積 or 人数	そば、うどん
惣菜	サンドイッチ店、フライドチキン店（チェーン店）	面積 or 人数	軽食
和菓子	甘味処、アイスクリーム店、和菓子店		
軽食	ドライブイン		
スナック	キャバレー、ナイトクラブ、スナック		
弁当	弁当屋、仕出し屋、ケータリングサービス	人数	
喫茶店	カフェ、珈琲/お茶専門店、フルーツパーラー	面積 or 人数	喫茶
小型店舗	コンビニ、ハンバーガー店（チェーン店）、移動販売	面積 or 人数	ファーストフード
食料品店	百貨店/スーパーの惣菜厨房	水栓	—

◆非飲食店（厨房設備がある施設）

建物用途	具体例	算定方法	食種
集合場施設	公民館、自治会館、葬祭場	人数	社員・従業員厨房
住宅施設 福祉施設	社宅、学生寮、 老人ホーム（デイサービス・居住型）	人数	社員・従業員厨房
宿泊施設	観光ホテル、旅館、モーテル、ビジネス ホテル、民宿、結婚式場、宴会場	人数	社員・従業員厨房
	合宿所、カプセルホテル、 ユースホステル	人数	軽食
医療施設	病院給食	人数	和食
娯楽施設	カラオケ	面積 or 人数	喫茶
	健康ランド浴場、食事付き温泉施設	面積 or 人数	軽食
	映画館	面積 or 人数	ファーストフード
	海の家、マリンリゾート	人数	喫茶
作業場	給食センター、施設給食業	人数 or 水栓	和食
	食料品製造（加工）場 （野菜・畜産・水産・パン・菓子・惣菜 等）	水栓	—
企業施設	工場や事務所などの施設内厨房	人数	社員・従業員厨房
教育施設	小学校～中学校、保育園、幼稚園、 養護学校	人数	学校給食
	高校・大学の学生食堂	面積 or 人数	学生食堂